

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示	ページ
○ 道路の区域決定【建設局総務部管理課】	4
○ 道路の供用開始（2件）【建設局総務部管理課】	5
○ 道路の区域決定【建設局総務部管理課】	7
○ 道路の区域変更【建設局総務部管理課】	8
○ 道路の供用開始【建設局総務部管理課】	9
○ 道路の区域変更【建設局総務部管理課】	10
○ 道路の供用開始【建設局総務部管理課】	11
○ 道路の区域決定【建設局総務部管理課】	12
○ 道路の区域変更【建設局総務部管理課】	15
○ 道路の供用開始【建設局総務部管理課】	37
○ 徴収事務の委託【保健福祉局健康医療部第2夜間・休日急患センター】	44
○ 徴収事務の委託【八幡西区役所まちづくり整備課】	45
○ 土壤汚染対策法の規定による形質変更時要届出区域の指定【環境局環境監視部環境監視課】	46
○ 令和3年度一般廃棄物処理実施計画【環境局循環社会推進部循環社会推進課】	47
○ 一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物の指定【環境局循環社会推進部施設課】	75

○ 利用料金の額の承認【保健福祉局地域福祉部介護保険課】	77
◇ 公 告	
○ 請負契約に係る一般競争入札の公告（7件）【技術監理局契約部契約課】	78
○ 都市公園の供用開始【建設局公園緑地部公園管理課】	91
○ 都市公園の区域変更【建設局公園緑地部公園管理課】	92
◇ 訓 令	
○ 北九州市高度情報化調整会議に関する規程及び北九州市情報セキュリティに関する規程の一部を改正する訓令【総務局情報政策部情報政策課】	94
○ 令和2年国勢調査北九州市実施本部設置規程を廃止する訓令【企画調整局政策部企画課】	95
◇ 消 防 局	
○ 北九州市消防局情報セキュリティに関する規程の一部を改正する訓令【消防局総務部総務課】	96
○ 北九州市消防署組織規程等の一部を改正する訓令【消防局総務部人事課】	97
◇ 上下水道局	
○ 請負契約に係る一般競争入札の公告（4件）【上下水道局総務経営部総務課】	104
◇ 市議会規則	
○ 北九州市議会会議規則の一部を改正する規則【市議会事務局議事課】	112
◇ 公営競技局	
○ 北九州市公営競技局情報セキュリティに関する規程の一部を改正する規程【公営競技局総務課】	113

◇ 人事委員会

- 北九州市管理職員等の範囲を定める規則等の一部を改正する規則【行政委員会事務局調査課】 1 1 4
- 勤務条件に関する措置の要求に関する提出書面の様式等の一部改正【行政委員会事務局調査課】 1 1 7
- 北九州市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する提出書面の様式の一部改正【行政委員会事務局調査課】 1 1 8
- 不利益処分についての審査請求及び再審に関する提出書面の様式の一部改正【行政委員会事務局調査課】 1 1 9

北九州市告示第72号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和3年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	区域決定の区間	幅員 (m)	延長 (m)
4877	堀川町1 0号線	八幡西区堀川町860番12 地先から 八幡西区堀川町832番3地 先まで	15.0 ～ 21.0	27.6

北九州市告示第73号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり令和3年3月31日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和3年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間
4877	堀川町10号線	八幡西区堀川町860番12地先から 八幡西区堀川町818番4地先まで

北九州市告示第74号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり令和3年3月31日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和3年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間
535	湯川飛行場線	小倉南区中曽根東四丁目1859番1地先から 小倉南区中曽根東五丁目1753番4地先まで
652	恒見朽網線	小倉南区中曽根東五丁目1753番4地先から 小倉南区中曽根東五丁目1743番1地先まで

北九州市告示第75号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和3年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	区域決定の区間	幅員 (m)	延長 (m)
495	495号	北九州市若松区久岐の浜43 1番3地先から 北九州市若松区大字乙丸15 13番1地先まで	5.4 ～ 52.0	22,192.8

北九州市告示第76号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和3年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 国道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
199	199号	前	北九州市門司区西海岸一丁目4番10地先から 北九州市八幡西区美吉野町1167番7地先まで	5.4 ～ 99.2	44,351.9
		後	北九州市門司区西海岸一丁目4番10地先から 北九州市八幡西区美吉野町1167番7地先まで	5.3 ～ 85.5	46,839.0
495	495号	前	北九州市若松区久岐の浜431番3地先から 北九州市若松区大字乙丸1513番1地先まで	5.4 ～ 52.0	20,023.5
		後	北九州市若松区久岐の浜431番3地先から 北九州市若松区大字乙丸1513番1地先まで	5.4 ～ 52.0	22,192.8

北九州市告示第 77 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり令和 3 年 3 月 31 日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 3 年 3 月 31 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間
199	199号	北九州市門司区西海岸一丁目4番10地先から 北九州市八幡西区美吉野町1167番7地先まで
495	495号	北九州市若松区久岐の浜431番3地先から 北九州市若松区大字乙丸1513番1地先まで

北九州市告示第78号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和3年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 県道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員(m)	延長(m)
216	八幡停車場線	前	北九州市八幡東区西本町三丁目3番3地先から 北九州市八幡東区西本町三丁目7番6地先まで	50.0 ～ 65.9	122.1
		後	北九州市八幡東区西本町三丁目3番1地先から 北九州市八幡東区西本町三丁目7番6地先まで	17.0 ～ 50.0	176.7
61	小倉中間線	前	北九州市小倉南区徳吉西三丁目468番4地先から 北九州市八幡西区大字香月1449番3地先まで	4.2 ～ 48.9	19,184.1
		後	北九州市小倉南区徳吉西三丁目468番4地先から 北九州市八幡西区大字香月1449番3地先まで	4.2 ～ 26.8	19,238.0

北九州市告示第79号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり令和3年3月31日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和3年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間
216	八幡停車場線	北九州市八幡東区西本町三丁目3番1地先から 北九州市八幡東区西本町三丁目7番6地先まで
61	小倉中間線	北九州市小倉南区徳吉西三丁目468番4地先から 北九州市八幡西区大字香月1449番3地先まで

北九州市告示第 80 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 3 年 3 月 31 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	区域決定の区間	幅員 (m)	延長 (m)
3 2 9 1	寺内 4 7 号線	門司区寺内一丁目 5 6 5 7 番 3 地先から 門司区寺内一丁目 5 6 5 8 番 1 地先まで	2.9 ～ 4.2	53.8
3 3 3 1	浅野 3 4 号線	小倉北区浅野二丁目 2 番 1 4 7 地先から 小倉北区浅野二丁目 2 番 7 7 地先まで	5.5 ～ 17.7	282.0
6 3 7 0	徳吉西 2 2 号 線	小倉南区徳吉西二丁目 5 9 2 番 1 7 地先から 小倉南区徳吉西二丁目 5 9 2 番 1 2 地先まで	6.0	58.5
1 1 1 4	蛸住 6 1 号線	若松区大字蛸住 1 9 3 1 番 1 地先から 若松区大字蛸住 1 9 2 8 番 1 地先まで	3.7 ～ 8.6	311.0
2 3 4 8	竹並 5 6 号線	若松区大字竹並 2 7 9 8 番 1 地先から 若松区大字竹並 2 7 9 5 番 1 地先まで	1.5 ～ 2.9	68.8
3 8 9 6	蛸住 1	若松区大字蛸住 5 1 8 番 1 地	3.8	81.6

	29号線	先から 若松区大字蟹住512番2地 先まで	～ 4.3	
3897	蟹住1 30号線	若松区大字蟹住533番1地 先から 若松区大字蟹住553番1地 先まで	4.0 ～ 4.4	138.9
3898	竹並1 00号線	若松区大字竹並2803番1 地先から 若松区大字竹並2802番1 地先まで	1.8 ～ 2.4	39.8
3899	竹並1 01号線	若松区大字竹並2637番3 地先から 若松区大字竹並2813番地 先まで	2.3 ～ 5.0	85.1
1803	桃園1 7号線	八幡東区桃園二丁目41番3 地先から 八幡東区桃園二丁目41番2 地先まで	3.7 ～ 6.1	184.3
2702	楠橋1 00号線	八幡西区大字楠橋1330番 1地先から 八幡西区楠橋上方二丁目11 50番1地先まで	4.6 ～ 8.0	192.8
5147	町上津 役東9 号線	八幡西区町上津役東一丁目1 928番地先から 八幡西区町上津役東一丁目1 818番2地先まで	4.2 ～ 7.0	151.7
6483	本城1 90号線	八幡西区本城三丁目2264 番13地先から 八幡西区本城三丁目2263 番1地先まで	6.2 ～ 6.3	63.8
7059	町上津	八幡西区町上津役東一丁目1	6.0	118.0

	役東 5 0 号線	9 1 1 番地先から 八幡西区町上津役東一丁目 1 8 1 8 番 2 地先まで	～ 6.4	
7 0 6 0	町上津 役東 5 1 号線	八幡西区町上津役東一丁目 1 9 1 8 番地先から 八幡西区町上津役東一丁目 1 8 2 5 番 1 地先まで	6.0 ～ 6.1	89.1
7 0 8 1	香月西 2 7 号 線	八幡西区香月西三丁目 1 6 1 8 番 2 地先から 八幡西区香月西三丁目 1 4 5 2 番 1 地先まで	4.2 ～ 9.1	414.8

北九州市告示第 8 1 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
5 1 1	浅野 1 号線	前	小倉北区浅野三丁目 2 番 3 5 2 地先から 小倉北区浅野三丁目 2 番 7 4 2 地先まで	19.2 ～ 25.3	411.3
		後	小倉北区浅野三丁目 2 番 3 5 2 地先から 小倉北区浅野三丁目 2 番 7 4 3 地先まで	25.0 ～ 25.3	405.2
5 1 2	浅野 2 号線	前	小倉北区浅野二丁目 2 番 3 4 9 地先から 小倉北区浅野二丁目 2 番 3 9 1 地先まで	24.8 ～ 25.0	161.5
		後	小倉北区浅野二丁目 2 番 3 4 9 地先から 小倉北区浅野二丁目 2 番 3 9 1 地先まで	24.8 ～ 25.0	147.6
1 0 0 3	浅野 6 号線	前	小倉北区浅野二丁目 2 番 1 7 2 地先から 小倉北区浅野二丁目鉄道踏 切まで	19.1 ～ 21.2	73.5

		後	小倉北区浅野二丁目2番6 36地先から 小倉北区浅野二丁目鉄道踏 切まで	19.1 ～ 21.2	72.8
1016	浅野1 9号線	前	小倉北区浅野二丁目2番6 25地先から 小倉北区浅野二丁目2番7 4地先まで	5.5 ～ 6.0	170.4
		後	小倉北区浅野二丁目2番6 25地先から 小倉北区浅野二丁目2番5 34地先まで	5.5 ～ 6.0	133.4
3183	浅野3 1号線	前	小倉北区浅野二丁目2番4 35地先から 小倉北区浅野二丁目2番4 11地先まで	23.8 ～ 27.5	384.2
		後	小倉北区浅野二丁目2番1 47地先から 小倉北区浅野二丁目2番4 11地先まで	23.9 ～ 27.5	384.6
3269	浅野3 2号線	前	小倉北区浅野三丁目2番7 42地先から 小倉北区浅野三丁目2番7 45地先まで	25.0 ～ 33.3	228.4
		後	小倉北区浅野三丁目2番7 43地先から 小倉北区浅野三丁目2番7 45地先まで	25.0 ～ 25.1	208.0
709	下曾根 2号線	前	小倉南区下曾根三丁目24 33番1地先から 小倉南区下曾根二丁目25 74番14地先まで	8.3 ～ 13.8	399.3

		後	小倉南区下曾根三丁目 2 4 3 3 番 1 地先から 小倉南区下曾根二丁目 2 5 7 4 番 1 4 地先まで	8.3 ～ 13.8	399.3
2 1 7 6	下曾根 2 8 号 線	前	小倉南区下曾根一丁目 2 5 2 0 番 2 地先から 小倉南区下曾根一丁目 2 3 9 3 番地先まで	1.6 ～ 3.1	153.8
		後	小倉南区下曾根一丁目 2 5 2 2 番 1 地先から 小倉南区下曾根一丁目 2 3 9 3 番地先まで	1.6 ～ 3.1	153.8
2 1 7 7	下曾根 2 9 号 線	前	小倉南区下曾根三丁目 2 4 7 8 番 1 地先から 小倉南区下曾根三丁目 2 5 0 3 番 4 地先まで	2.0 ～ 4.4	199.2
		後	小倉南区下曾根三丁目 2 4 7 5 番 2 地先から 小倉南区下曾根三丁目 2 5 0 3 番 4 地先まで	2.1 ～ 4.4	199.6
2 3 7 7	曾根 1 1 号線	前	小倉南区中曾根五丁目 1 0 5 1 番 4 地先から 小倉南区上曾根三丁目 3 5 5 9 番 1 地先まで	2.7 ～ 4.5	297.6
		後	小倉南区中曾根五丁目 1 0 5 1 番 4 地先から 小倉南区上曾根三丁目 3 5 5 9 番 1 地先まで	2.7 ～ 6.1	296.7
2 5 4 2	曾根 1 7 6 号 線	前	小倉南区中曾根五丁目 1 0 4 2 番 7 地先から 小倉南区中曾根五丁目 1 0 3 8 番 2 6 地先まで	4.6 ～ 6.0	60.8

		後	小倉南区中曽根五丁目10 42番7地先から 小倉南区中曽根五丁目10 38番26地先まで	4.6 ～ 6.0	90.6
5772	徳吉西 18号 線	前	小倉南区徳吉西二丁目58 0番2地先から 小倉南区徳吉西二丁目59 2番2地先まで	6.3 ～ 10.8	201.1
		後	小倉南区徳吉西二丁目58 0番2地先から 小倉南区徳吉西二丁目59 2番2地先まで	6.3 ～ 10.8	201.1
518	蛸住1 号線	前	若松区大字蛸住1027番 1地先から 若松区大字蛸住772番4 地先まで	9.0 ～ 11.0	183.3
		後	若松区大字蛸住1027番 1地先から 若松区大字蛸住1064番 1地先まで	9.1 ～ 11.1	183.7
519	蛸住2 号線	前	若松区大字蛸住1067番 1地先から 若松区大字蛸住267番地 先まで	7.0 ～ 13.6	741.6
		後	若松区大字蛸住1064番 1地先から 若松区大字蛸住267番地 先まで	7.0 ～ 13.6	741.6
520	蛸住3 号線	前	若松区大字蛸住1824番 1地先から 若松区大字蛸住1853番 2地先まで	9.7 ～ 19.4	359.5

		後	若松区大字蛭住 1 8 2 4 番 2 地先から 若松区大字蛭住 1 8 5 3 番 1 地先まで	9.5 ～ 30.2	338.7
6 5 3	折尾頓 田線	前	八幡西区日吉台三丁目から 若松区大字頓田 2 7 7 5 番 9 地先まで	8.6 ～ 64.0	8,215.6
		後	八幡西区日吉台三丁目から 若松区大字頓田 2 7 7 5 番 9 地先まで	8.6 ～ 64.0	8,215.8
7 4 1	竹並蛭 住 1 号 線	前	若松区大字竹並 3 1 5 9 番 地先から 若松区大字蛭住 5 9 7 番 1 地先まで	7.1 ～ 20.1	1,349.0
		後	若松区大字竹並 3 1 5 9 番 地先から 若松区大字蛭住 6 0 1 番 1 地先まで	7.1 ～ 20.1	1,332.6
7 4 7	有毛蛭 住 1 号 線	前	若松区大字有毛 1 7 番 2 地 先から 若松区大字蛭住 5 3 0 番 1 地先まで	3.6 ～ 16.3	1,382.9
		後	若松区大字有毛 1 7 番 2 地 先から 若松区大字蛭住 5 1 9 番 2 地先まで	3.6 ～ 16.3	1,400.9
1 0 6 9	蛭住 1 6 号線	前	若松区大字蛭住 5 7 6 番 2 地先から 若松区大字蛭住 5 7 3 番 1 0 地先まで	0.5 ～ 3.7	473.2
		後	若松区大字蛭住 5 7 6 番 2 地先から	0.5 ～	472.9

			若松区大字蛭住 5 7 3 番 1 0 地先まで	4.0	
1 0 7 5	蛭住 2 2 号線	前	若松区大字蛭住 5 5 3 番 1 地先から 若松区大字蛭住 5 9 0 番地 先まで	3.1 ～ 4.4	25.4
		後	若松区大字蛭住 5 5 3 番 3 地先から 若松区大字蛭住 5 9 0 番地 先まで	2.3 ～ 3.5	20.7
1 0 7 6	蛭住 2 3 号線	前	若松区大字蛭住 5 1 2 番 1 地先から 若松区大字蛭住 5 1 2 番 5 地先まで	2.1 ～ 2.8	76.6
		後	若松区大字蛭住 5 1 2 番 1 地先から 若松区大字蛭住 5 1 2 番 5 地先まで	2.2 ～ 2.9	78.9
1 0 7 7	蛭住 2 4 号線	前	若松区大字蛭住 5 3 1 番 1 地先から 若松区大字蛭住 4 5 5 番 1 地先まで	3.3 ～ 8.8	265.1
		後	若松区大字蛭住 5 1 9 番 2 地先から 若松区大字蛭住 4 5 5 番 1 地先まで	3.3 ～ 8.8	247.0
1 0 9 0	蛭住 3 7 号線	前	若松区大字蛭住 9 4 0 番 1 地先から 若松区大字蛭住 5 7 6 番 7 地先まで	9.8 ～ 12.5	483.9
		後	若松区大字蛭住 7 6 4 番 1 地先から	9.8 ～	465.4

			若松区大字蛭住 5 7 6 番 7 地先まで	12.3	
1 0 9 1	蛭住 3 8 号線	前	若松区大字蛭住 6 6 1 番 2 地先から 若松区大字蛭住 7 1 1 番地 先まで	1.8 ～ 5.4	280.1
		後	若松区大字蛭住 6 6 1 番 2 地先から 若松区大字蛭住 7 1 1 番地 先まで	1.5 ～ 5.4	338.7
1 1 1 2	蛭住 5 9 号線	前	若松区大字蛭住 1 8 5 0 番 1 地先から 若松区大字蛭住 1 8 5 0 番 2 5 地先まで	4.5 ～ 12.0	203.5
		後	若松区大字蛭住 1 8 5 0 番 1 地先から 若松区大字蛭住 1 8 5 0 番 2 5 地先まで	4.5 ～ 12.0	202.8
1 1 1 4	蛭住 6 1 号線	前	若松区大字蛭住 1 9 3 1 番 1 地先から 若松区大字蛭住 1 8 7 0 番 5 地先まで	3.7 ～ 8.6	198.9
		後	若松区大字蛭住 1 9 3 1 番 1 地先から 若松区大字蛭住 1 9 2 8 番 1 地先まで	3.7 ～ 8.6	311.0
1 1 1 5	蛭住 6 2 号線	前	若松区大字蛭住 1 9 0 1 番 1 地先から 若松区大字蛭住 1 8 8 3 番 地先まで	2.7 ～ 4.7	38.9
		後	若松区大字蛭住 1 9 0 1 番 1 地先から	2.7 ～	39.3

			若松区大字蛭住 1 8 8 3 番 地先まで	5.4	
1 1 2 3	蛭住 7 0 号線	前	若松区大字蛭住 1 8 2 4 番 2 地先から 若松区大字蛭住 1 8 1 5 番 1 地先まで	0.4 ～ 3.8	228.8
		後	若松区大字蛭住 1 9 3 1 番 2 地先から 若松区大字蛭住 1 8 1 5 番 1 地先まで	0.4 ～ 3.8	226.4
2 3 2 1	竹並 2 9 号線	前	若松区大字竹並 1 2 6 2 番 1 地先から 若松区大字竹並 1 3 8 2 番 1 地先まで	3.6 ～ 13.0	691.2
		後	若松区大字竹並 1 2 6 2 番 1 地先から 若松区大字竹並 1 3 8 2 番 1 地先まで	3.6 ～ 5.2	690.6
2 3 2 7	竹並 3 5 号線	前	若松区大字竹並 1 4 2 9 番 地先から 若松区大字竹並 1 4 2 4 番 地先まで	0.5 ～ 2.2	79.8
		後	若松区大字竹並 1 4 2 9 番 3 地先から 若松区大字竹並 1 4 2 4 番 地先まで	0.5 ～ 0.7	78.3
2 3 2 8	竹並 3 6 号線	前	若松区大字竹並 1 4 3 6 番 地先から 若松区大字竹並 1 4 3 4 番 地先まで	0.5 ～ 5.7	63.2
		後	若松区大字竹並 1 4 3 5 番 1 地先から	0.5 ～	62.4

			若松区大字竹並 1 4 3 4 番 地先まで	2.4	
2 3 4 2	竹並 5 0 号線	前	若松区大字竹並 2 2 9 4 番 1 地先から 若松区大字竹並 1 3 8 2 番 4 地先まで	2.1 ～ 10.3	1,050.7
		後	若松区大字竹並 2 2 9 4 番 1 地先から 若松区大字竹並 1 3 8 2 番 4 地先まで	2.1 ～ 10.3	1,051.9
2 3 4 5	竹並 5 3 号線	前	若松区大字竹並 2 5 2 1 番 1 地先から 若松区大字竹並 2 7 2 5 番 1 地先まで	2.8 ～ 13.8	709.0
		後	若松区大字竹並 2 5 2 1 番 1 地先から 若松区大字竹並 2 7 2 5 番 1 地先まで	3.0 ～ 13.8	803.5
2 3 4 6	竹並 5 4 号線	前	若松区大字竹並 2 6 2 7 番 1 地先から 若松区大字竹並 2 6 2 1 番 地先まで	0.5 ～ 3.4	49.8
		後	若松区大字竹並 2 6 2 7 番 1 地先から 若松区大字竹並 2 6 2 7 番 1 地先まで	0.5 ～ 1.3	42.3
2 3 6 0	竹並 6 8 号線	前	若松区大字竹並 2 8 3 0 番 1 地先から 若松区大字竹並 2 8 5 6 番 1 地先まで	2.6 ～ 10.4	184.0
		後	若松区大字竹並 2 8 3 0 番 1 地先から	2.4 ～	182.0

			若松区大字竹並 2 8 5 6 番 1 地先まで	10.4	
1 0 0 6	西本町 3 7 号 線	前	八幡東区西本町三丁目 3 番 1 地先から 八幡東区西本町三丁目 4 番 1 4 地先まで	5.4 ～ 9.5	130.0
		後	八幡東区西本町三丁目 3 番 1 地先から 八幡東区西本町三丁目 4 番 1 4 地先まで	5.4 ～ 9.5	129.9
1 5 2 2	西本町 1 号線	前	八幡東区西本町二丁目 1 6 番 1 8 地先から 八幡東区西本町二丁目 1 7 番 7 地先まで	5.6 ～ 7.3	154.4
		後	八幡東区西本町二丁目 1 6 番 1 8 地先から 八幡東区西本町二丁目 1 7 番 7 地先まで	5.6 ～ 7.4	154.0
1 5 2 9	西本町 8 号線	前	八幡東区西本町二丁目 1 0 番 4 地先から 八幡東区西本町二丁目 8 番 地先まで	6.8 ～ 9.6	240.5
		後	八幡東区西本町二丁目 1 0 番 4 地先から 八幡東区西本町二丁目 8 番 地先まで	8.0 ～ 9.6	240.2
1 5 3 1	西本町 1 0 号 線	前	八幡東区西本町一丁目 1 9 番 4 地先から 八幡東区西本町三丁目 5 番 2 2 地先まで	11.5 ～ 30.6	609.4
		後	八幡東区西本町一丁目 1 9 番 4 地先から	11.5 ～	610.8

			八幡東区西本町三丁目5番 22地先まで	30.5	
1534	西本町 13号 線	前	八幡東区西本町四丁目59 番3地先から 八幡東区西本町三丁目6番 1地先まで	7.9 ～ 8.1	284.9
		後	八幡東区西本町四丁目59 番3地先から 八幡東区西本町三丁目6番 1地先まで	7.9 ～ 8.0	285.3
1557	西本町 36号 線	前	八幡東区西本町一丁目20 番3地先から 八幡東区西本町二丁目20 番1地先まで	4.0 ～ 6.4	100.6
		後	八幡東区西本町一丁目20 番3地先から 八幡東区西本町二丁目20 番1地先まで	4.0 ～ 6.0	99.0
1803	桃園1 7号線	前	八幡東区桃園二丁目41番 1地先から 八幡東区桃園二丁目41番 16地先まで	4.0 ～ 4.3	113.9
		後	八幡東区桃園二丁目41番 3地先から 八幡東区桃園二丁目41番 2地先まで	3.7 ～ 6.1	184.3
2014	東田西 本町1 号線	前	八幡東区東田一丁目100 番9地先から 八幡東区西本町三丁目1番 2地先まで	7.0 ～ 33.8	125.6
		後	八幡東区東田一丁目100 番9地先から	6.5 ～	125.9

			八幡東区西本町三丁目1番 2地先まで	33.8	
2102	西本町 38号 線	前	八幡東区西本町三丁目7番 地先から 八幡東区西本町三丁目3番 1地先まで	4.0 ～ 6.0	50.7
		後	八幡東区西本町三丁目7番 地先から 八幡東区西本町三丁目3番 1地先まで	4.0 ～ 6.0	56.2
512	香月楠 橋1号 線	前	八幡西区大字香月1497 番2地先から 八幡西区大字楠橋2518 番3地先まで	8.4 ～ 12.5	461.0
		後	八幡西区香月西四丁目14 31番2地先から 八幡西区大字楠橋梅崎橋ま で	9.0 ～ 12.5	460.8
513	町上津 役東1 号線	前	八幡西区町上津役東一丁目 1818番9地先から 八幡西区町上津役東一丁目 1309番4地先まで	15.9 ～ 16.4	558.5
		後	八幡西区町上津役東一丁目 1818番9地先から 八幡西区町上津役東一丁目 1309番4地先まで	15.9 ～ 16.5	558.7
2284	香月2 26号 線	前	八幡西区大字香月2404 番1地先から 八幡西区大字香月1889 番1地先まで	25.0 ～ 26.4	745.1
		後	八幡西区椋枝二丁目240 4番1地先から	25.0 ～	738.9

			八幡西区香月西二丁目19 19番1地先まで	26.4	
2343	香月2 85号 線	前	八幡西区大字香月1628 番7地先から 八幡西区大字香月2014 番2地先まで	25.0 ～ 30.0	272.3
		後	八幡西区香月中央三丁目1 627番7地先から 八幡西区香月中央二丁目2 014番3地先まで	25.0 ～ 30.0	263.0
2344	香月2 86号 線	前	八幡西区大字香月1539 番2地先から 八幡西区大字香月1567 番2地先まで	3.7 ～ 15.5	503.8
		後	八幡西区香月中央三丁目1 536番12地先から 八幡西区大字香月1567 番2地先まで	3.8 ～ 15.5	518.5
2345	香月2 87号 線	前	八幡西区大字香月1536 番1地先から 八幡西区大字香月1558 番6地先まで	13.5 ～ 15.0	272.9
		後	八幡西区香月西四丁目15 17番1地先から 八幡西区香月中央三丁目1 558番3地先まで	13.5 ～ 15.0	272.3
2700	楠橋9 8号線	前	八幡西区大字楠橋1365 番地先から 八幡西区大字楠橋1150 番1地先まで	1.8 ～ 3.0	117.9
		後	八幡西区大字楠橋1365 番地先から	1.8 ～	131.0

			八幡西区楠橋上方二丁目 1 3 4 8 番 1 地先まで	3.0	
2 7 0 2	楠橋 1 0 0 号 線	前	八幡西区大字楠橋 1 3 3 0 番 1 地先から 八幡西区大字楠橋 1 1 5 0 番 1 地先まで	1.6 ～ 8.0	169.1
		後	八幡西区楠橋上方二丁目 1 3 3 0 番 1 地先から 八幡西区楠橋上方二丁目 1 1 5 0 番 1 地先まで	4.6 ～ 8.0	192.8
4 9 0 8	本城 3 8 号線	前	八幡西区本城三丁目 2 2 6 1 番 1 2 地先から 八幡西区本城三丁目 2 0 6 6 番 2 地先まで	4.7 ～ 9.0	515.8
		後	八幡西区本城三丁目 2 1 8 6 番 4 地先から 八幡西区本城三丁目 2 0 6 6 番 2 地先まで	4.7 ～ 9.0	516.7
4 9 0 9	本城 3 9 号線	前	八幡西区本城三丁目 2 2 6 3 番 1 地先から 八幡西区本城三丁目 2 2 6 7 番 4 地先まで	2.7 ～ 4.0	47.5
		後	八幡西区本城三丁目 2 2 6 3 番 1 地先から 八幡西区本城三丁目 2 2 6 7 番 4 地先まで	2.6 ～ 3.9	46.5
5 0 0 4	本城 1 3 4 号 線	前	八幡西区大字本城 2 2 5 1 番 2 地先から 八幡西区大字本城 2 5 1 2 番 1 地先まで	1.7 ～ 7.0	186.0
		後	八幡西区本城四丁目 2 2 5 1 番 2 地先から	1.7 ～	185.9

			八幡西区本城四丁目 2 5 1 2 番 1 地先まで	7.0	
5 0 0 5	本城 1 3 5 号 線	前	八幡西区大字本城 2 2 5 1 番 8 0 地先から 八幡西区大字本城 2 2 5 1 番 1 9 地先まで	5.7 ～ 6.0	153.5
		後	八幡西区本城四丁目 2 2 5 1 番 8 0 地先から 八幡西区本城四丁目 2 2 5 1 番 1 9 地先まで	5.7 ～ 6.1	153.7
5 0 0 6	本城 1 3 6 号 線	前	八幡西区大字本城 2 2 5 1 番 7 8 地先から 八幡西区大字本城 2 2 5 1 番 8 9 地先まで	4.5 ～ 4.9	148.5
		後	八幡西区本城四丁目 2 2 5 1 番 1 0 9 地先から 八幡西区本城四丁目 2 2 5 1 番 8 9 地先まで	4.5 ～ 4.9	147.9
5 1 4 4	町上津 役東 6 号線	前	八幡西区町上津役東一丁目 1 9 0 7 番 1 地先から 八幡西区町上津役東一丁目 1 2 9 3 番 6 地先まで	7.9 ～ 9.2	505.2
		後	八幡西区町上津役東一丁目 1 9 0 7 番 1 地先から 八幡西区町上津役東一丁目 1 2 9 3 番 6 地先まで	7.9 ～ 10.5	505.2
5 1 4 6	町上津 役東 8 号線	前	八幡西区町上津役東一丁目 1 8 1 8 番 2 地先から 八幡西区町上津役東一丁目 1 8 2 5 番 1 地先まで	1.9 ～ 4.4	216.1
		後	八幡西区町上津役東一丁目 1 8 1 8 番 2 地先から	1.9 ～	206.1

			八幡西区町上津役東一丁目 1 8 2 4 番 2 地先まで	4.4	
5 1 4 7	町上津 役東 9 号線	前	八幡西区町上津役東一丁目 1 8 1 4 番 3 地先から 八幡西区町上津役東一丁目 1 8 3 1 番 4 地先まで	2.1 ～ 4.7	172.3
		後	八幡西区町上津役東一丁目 1 9 2 8 番地先から 八幡西区町上津役東一丁目 1 8 1 8 番 2 地先まで	4.2 ～ 7.0	151.7
5 7 8 8	香月中 央 2 号 線	前	八幡西区香月中央三丁目 1 5 3 5 番 1 地先から 八幡西区香月中央三丁目 1 5 3 9 番 2 地先まで	6.4	112.1
		後	八幡西区香月中央三丁目 1 5 3 5 番 1 地先から 八幡西区香月中央三丁目 1 5 3 6 番 5 地先まで	6.4 ～ 6.5	111.6
6 4 8 3	本城 1 9 0 号 線	前	八幡西区本城三丁目 2 4 6 4 番 1 3 地先から 八幡西区本城三丁目 2 2 6 3 番 1 地先まで	6.1 ～ 6.2	33.9
		後	八幡西区本城三丁目 2 2 6 4 番 1 3 地先から 八幡西区本城三丁目 2 2 6 3 番 1 地先まで	6.2 ～ 6.3	63.8
6 6 3 2	香月中 央 4 号 線	前	八幡西区香月中央三丁目 1 6 0 8 番 3 地先から 八幡西区香月中央三丁目 1 5 8 9 番 2 地先まで	9.1 ～ 11.2	27.9
		後	八幡西区香月中央三丁目 1 6 0 8 番 3 地先から	8.9 ～	27.9

			八幡西区香月中央三丁目 1 5 8 9 番 2 地先まで	11.2	
7 0 9	北鳥旗 町南鳥 旗町 1 号線	前	戸畑区北鳥旗町 2 1 0 番 1 5 地先から 戸畑区南鳥旗町 1 1 6 番地 先まで	11.0 ～ 11.7	440.3
		後	戸畑区北鳥旗町 2 1 0 番 1 5 地先から 戸畑区南鳥旗町 1 1 6 番地 先まで	10.9 ～ 11.7	440.2
7 1 0	元宮町 南鳥旗 町 1 号 線	前	戸畑区元宮町 1 7 4 番地先 から 戸畑区南鳥旗町 2 3 0 番地 先まで	14.8 ～ 15.0	550.4
		後	戸畑区元宮町 1 7 2 番地先 から 戸畑区南鳥旗町 2 3 0 番地 先まで	14.5 ～ 15.7	550.0
7 1 5	北鳥旗 町汐井 町 1 号 線	前	戸畑区北鳥旗町 2 2 5 番 3 地先から 戸畑区汐井町 2 番地先まで	13.8 ～ 45.7	391.1
		後	戸畑区北鳥旗町 2 2 5 番 3 地先から 戸畑区汐井町 2 番地先まで	13.8 ～ 45.7	391.1
1 0 9 3	川代 5 号線	前	戸畑区川代二丁目 1 1 5 番 地先から 戸畑区川代二丁目 7 4 番地 先まで	16.0 ～ 21.2	245.6
		後	戸畑区川代二丁目 1 2 0 番 1 地先から 戸畑区川代二丁目 7 4 番地 先まで	15.9 ～ 21.2	245.1

1 0 9 6	川代 8 号線	前	戸畑区川代一丁目 2 0 番 4 地先から 戸畑区川代一丁目 1 1 番 1 地先まで	21.5 ～ 26.1	92.4
		後	戸畑区川代一丁目 2 0 番 4 地先から 戸畑区川代一丁目 1 1 番 1 地先まで	21.5 ～ 26.2	92.4
1 0 9 7	川代 9 号線	前	戸畑区川代二丁目 7 6 番地 先から 戸畑区川代二丁目 4 0 番地 先まで	11.0 ～ 14.8	81.6
		後	戸畑区川代二丁目 7 6 番地 先から 戸畑区川代二丁目 1 1 番 1 地先まで	10.9 ～ 14.8	81.6
1 1 0 1	川代 1 3 号線	前	戸畑区川代二丁目 1 3 番地 先から 戸畑区川代一丁目 5 番地先 まで	18.0 ～ 38.9	241.1
		後	戸畑区川代一丁目 1 2 番 2 地先から 戸畑区川代一丁目 5 番地先 まで	18.0 ～ 33.5	240.1
1 1 0 3	川代 1 5 号線	前	戸畑区川代二丁目 4 1 番地 先から 戸畑区川代二丁目 7 番 2 地 先まで	9.1 ～ 14.2	205.4
		後	戸畑区川代二丁目 3 1 番 2 地先から 戸畑区川代二丁目 7 番 2 地 先まで	8.7 ～ 9.2	205.8

1 1 1 2	北鳥旗町1号線	前	戸畑区北鳥旗町1番1地先から 戸畑区北鳥旗町1番1地先まで	19.5 ～ 27.3	32.6
		後	戸畑区川代二丁目115番2地先から 戸畑区川代二丁目120番1地先まで	18.9 ～ 19.2	32.4
1 1 1 3	北鳥旗町2号線	前	戸畑区北鳥旗町40番3地先から 戸畑区北鳥旗町2番2地先まで	2.7 ～ 5.5	49.0
		後	戸畑区北鳥旗町40番3地先から 戸畑区北鳥旗町2番1地先まで	2.5 ～ 4.1	49.8
1 1 1 8	北鳥旗町7号線	前	戸畑区北鳥旗町2番2地先から 戸畑区北鳥旗町279番地先まで	4.3 ～ 4.6	138.3
		後	戸畑区北鳥旗町2番1地先から 戸畑区北鳥旗町279番地先まで	4.2 ～ 4.6	138.1
1 1 1 9	北鳥旗町8号線	前	戸畑区北鳥旗町27番4地先から 戸畑区北鳥旗町23番1地先まで	1.7	78.2
		後	戸畑区北鳥旗町27番4地先から 戸畑区北鳥旗町23番1地先まで	1.7	77.9

1 1 2 0	北鳥旗町9号線	前	戸畑区北鳥旗町20番3地 先から 戸畑区北鳥旗町214番地 先まで	1.6 ～ 1.8	76.7
		後	戸畑区北鳥旗町20番3地 先から 戸畑区北鳥旗町214番地 先まで	1.6 ～ 1.8	76.7
1 1 8 1	幸町11号線	前	戸畑区幸町257番地先か ら 戸畑区幸町263番地先ま で	3.8 ～ 10.1	247.1
		後	戸畑区幸町257番地先か ら 戸畑区幸町263番地先ま で	3.8 ～ 10.1	246.8
1 7 5 7	明治町7号線	前	戸畑区明治町229番地先 から 戸畑区明治町4番地先まで	1.5 ～ 2.6	40.8
		後	戸畑区明治町229番地先 から 戸畑区明治町4番地先まで	1.5 ～ 2.0	40.8
1 7 5 8	明治町8号線	前	戸畑区明治町242番地先 から 戸畑区明治町155番地先 まで	5.0 ～ 6.0	282.5
		後	戸畑区明治町236番地先 から 戸畑区明治町155番地先 まで	5.0 ～ 6.0	282.6
1 7 6 1	元宮町1号線	前	戸畑区元宮町11番地先か ら ～	3.6 ～	91.8

			戸畑区元宮町 2 3 6 番地先 まで	4.0	
		後	戸畑区元宮町 1 1 番地先か ら 戸畑区元宮町 2 3 6 番地先 まで	3.6 ～ 4.4	92.0
1 7 6 3	元宮町 3 号線	前	戸畑区元宮町 6 2 番地先か ら 戸畑区元宮町 1 7 8 番地先 まで	2.8 ～ 2.9	197.5
		後	戸畑区元宮町 6 2 番地先か ら 戸畑区元宮町 1 7 8 番地先 まで	2.5 ～ 2.9	197.9
1 7 6 4	元宮町 4 号線	前	戸畑区元宮町 6 9 番地先か ら 戸畑区元宮町 1 9 7 番地先 まで	4.8 ～ 5.7	219.8
		後	戸畑区元宮町 6 9 番地先か ら 戸畑区元宮町 1 9 4 番地先 まで	5.0 ～ 5.7	220.3
1 7 6 8	元宮町 8 号線	前	戸畑区元宮町 1 5 5 番地先 から 戸畑区元宮町 1 6 9 番地先 まで	2.2	26.1
		後	戸畑区元宮町 1 5 5 番地先 から 戸畑区元宮町 1 6 9 番地先 まで	2.2 ～ 2.5	26.1
1 7 6 9	元宮町 9 号線	前	戸畑区元宮町 2 番地先から 戸畑区元宮町 2 0 7 番地先	10.5 ～	208.6

		まで	14.6	
	後	戸畑区元宮町2番地先から 戸畑区元宮町207番地先 まで	10.6 ～ 14.6	206.0

北九州市告示第 82 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり令和 3 年 3 月 31 日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 3 年 3 月 31 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間
3291	寺内 47 号線	門司区寺内一丁目 5657 番 3 地先から 門司区寺内一丁目 5658 番 1 地先まで
511	浅野 1 号線	小倉北区浅野三丁目 2 番 352 地先から 小倉北区浅野三丁目 2 番 743 地先まで
512	浅野 2 号線	小倉北区浅野二丁目 2 番 349 地先から 小倉北区浅野二丁目 2 番 391 地先まで
1003	浅野 6 号線	小倉北区浅野二丁目 2 番 636 地先から 小倉北区浅野二丁目鉄道踏切まで
1016	浅野 19 号線	小倉北区浅野二丁目 2 番 625 地先から 小倉北区浅野二丁目 2 番 534 地先まで
3183	浅野 31 号線	小倉北区浅野二丁目 2 番 147 地先から 小倉北区浅野二丁目 2 番 411 地先まで
3269	浅野 32 号線	小倉北区浅野三丁目 2 番 743 地先から 小倉北区浅野三丁目 2 番 745 地先まで
3331	浅野 34 号線	小倉北区浅野二丁目 2 番 147 地先から 小倉北区浅野二丁目 2 番 77 地先まで
709	下曾根 2 号線	小倉南区下曾根三丁目 2433 番 1 地先から 小倉南区下曾根二丁目 2574 番 14 地先まで
2176	下曾根 2	小倉南区下曾根一丁目 2522 番 1 地先から

	8号線	小倉南区下曾根一丁目2393番地先まで
2177	下曾根2 9号線	小倉南区下曾根三丁目2475番2地先から 小倉南区下曾根三丁目2503番4地先まで
2377	曾根11 号線	小倉南区中曾根五丁目1051番4地先から 小倉南区上曾根三丁目3559番1地先まで
2542	曾根17 6号線	小倉南区中曾根五丁目1042番7地先から 小倉南区中曾根五丁目1038番26地先まで
5772	徳吉西1 8号線	小倉南区徳吉西二丁目580番2地先から 小倉南区徳吉西二丁目592番2地先まで
6370	徳吉西2 2号線	小倉南区徳吉西二丁目592番17地先から 小倉南区徳吉西二丁目592番12地先まで
518	蛭住1号 線	若松区大字蛭住1027番1地先から 若松区大字蛭住1064番1地先まで
519	蛭住2号 線	若松区大字蛭住1064番1地先から 若松区大字蛭住267番地先まで
520	蛭住3号 線	若松区大字蛭住1824番2地先から 若松区大字蛭住1853番1地先まで
653	折尾頓田 線	八幡西区日吉台三丁目から 若松区大字頓田2775番9地先まで
741	竹並蛭住 1号線	若松区大字竹並3159番地先から 若松区大字蛭住601番1地先まで
747	有毛蛭住 1号線	若松区大字有毛17番2地先から 若松区大字蛭住519番2地先まで
1069	蛭住16 号線	若松区大字蛭住576番2地先から 若松区大字蛭住573番10地先まで
1075	蛭住22 号線	若松区大字蛭住553番3地先から 若松区大字蛭住590番地先まで
1076	蛭住23	若松区大字蛭住512番1地先から

	号線	若松区大字蛭住 5 1 2 番 5 地先まで
1 0 7 7	蛭住 2 4 号線	若松区大字蛭住 5 1 9 番 2 地先から 若松区大字蛭住 4 5 5 番 1 地先まで
1 0 9 0	蛭住 3 7 号線	若松区大字蛭住 7 6 4 番 1 地先から 若松区大字蛭住 5 7 6 番 7 地先まで
1 0 9 1	蛭住 3 8 号線	若松区大字蛭住 6 6 1 番 2 地先から 若松区大字蛭住 7 1 1 番地先まで
1 1 1 2	蛭住 5 9 号線	若松区大字蛭住 1 8 5 0 番 1 地先から 若松区大字蛭住 1 8 5 0 番 2 5 地先まで
1 1 1 4	蛭住 6 1 号線	若松区大字蛭住 1 9 3 1 番 1 地先から 若松区大字蛭住 1 9 2 8 番 1 地先まで
1 1 1 5	蛭住 6 2 号線	若松区大字蛭住 1 9 0 1 番 1 地先から 若松区大字蛭住 1 8 8 3 番地先まで
1 1 2 3	蛭住 7 0 号線	若松区大字蛭住 1 9 3 1 番 2 地先から 若松区大字蛭住 1 8 1 5 番 1 地先まで
2 3 2 1	竹並 2 9 号線	若松区大字竹並 1 2 6 2 番 1 地先から 若松区大字竹並 1 3 8 2 番 1 地先まで
2 3 2 7	竹並 3 5 号線	若松区大字竹並 1 4 2 9 番 3 地先から 若松区大字竹並 1 4 2 4 番地先まで
2 3 2 8	竹並 3 6 号線	若松区大字竹並 1 4 3 5 番 1 地先から 若松区大字竹並 1 4 3 4 番地先まで
2 3 4 2	竹並 5 0 号線	若松区大字竹並 2 2 9 4 番 1 地先から 若松区大字竹並 1 3 8 2 番 4 地先まで
2 3 4 5	竹並 5 3 号線	若松区大字竹並 2 5 2 1 番 1 地先から 若松区大字竹並 2 7 2 5 番 1 地先まで
2 3 4 6	竹並 5 4 号線	若松区大字竹並 2 6 2 7 番 1 地先から 若松区大字竹並 2 6 2 7 番 1 地先まで
2 3 4 8	竹並 5 6	若松区大字竹並 2 7 9 8 番 1 地先から

	号線	若松区大字竹並 2 7 9 5 番 1 地先まで
2 3 6 0	竹並 6 8 号線	若松区大字竹並 2 8 3 0 番 1 地先から 若松区大字竹並 2 8 5 6 番 1 地先まで
3 8 9 6	蛸住 1 2 9 号線	若松区大字蛸住 5 1 8 番 1 地先から 若松区大字蛸住 5 1 2 番 2 地先まで
3 8 9 7	蛸住 1 3 0 号線	若松区大字蛸住 5 3 3 番 1 地先から 若松区大字蛸住 5 5 3 番 1 地先まで
3 8 9 8	竹並 1 0 0 号線	若松区大字竹並 2 8 0 3 番 1 地先から 若松区大字竹並 2 8 0 2 番 1 地先まで
3 8 9 9	竹並 1 0 1 号線	若松区大字竹並 2 6 3 7 番 3 地先から 若松区大字竹並 2 8 1 3 番地先まで
1 0 0 6	西本町 3 7 号線	八幡東区西本町三丁目 3 番 1 地先から 八幡東区西本町三丁目 4 番 1 4 地先まで
1 5 2 2	西本町 1 号線	八幡東区西本町二丁目 1 6 番 1 8 地先から 八幡東区西本町二丁目 1 7 番 7 地先まで
1 5 2 9	西本町 8 号線	八幡東区西本町二丁目 1 0 番 4 地先から 八幡東区西本町二丁目 8 番地先まで
1 5 3 1	西本町 1 0 号線	八幡東区西本町一丁目 1 9 番 4 地先から 八幡東区西本町三丁目 5 番 2 2 地先まで
1 5 3 4	西本町 1 3 号線	八幡東区西本町四丁目 5 9 番 3 地先から 八幡東区西本町三丁目 6 番 1 地先まで
1 5 5 7	西本町 3 6 号線	八幡東区西本町一丁目 2 0 番 3 地先から 八幡東区西本町二丁目 2 0 番 1 地先まで
1 8 0 3	桃園 1 7 号線	八幡東区桃園二丁目 4 1 番 3 地先から 八幡東区桃園二丁目 4 1 番 2 地先まで
2 0 1 4	東田西本 町 1 号線	八幡東区東田一丁目 1 0 0 番 9 地先から 八幡東区西本町三丁目 1 番 2 地先まで
2 1 0 2	西本町 3	八幡東区西本町三丁目 7 番地先から

	8号線	八幡東区西本町三丁目3番1地先まで
512	香月楠橋 1号線	八幡西区香月西四丁目1431番2地先から 八幡西区大字楠橋梅崎橋まで
513	町上津役 東1号線	八幡西区町上津役東一丁目1818番9地先から 八幡西区町上津役東一丁目1309番4地先まで
2284	香月22 6号線	八幡西区椋枝二丁目2404番1地先から 八幡西区香月西二丁目1919番1地先まで
2343	香月28 5号線	八幡西区香月中央三丁目1627番7地先から 八幡西区香月中央二丁目2014番3地先まで
2344	香月28 6号線	八幡西区香月中央三丁目1536番12地先から 八幡西区大字香月1567番2地先まで
2345	香月28 7号線	八幡西区香月西四丁目1517番1地先から 八幡西区香月中央三丁目1558番3地先まで
2700	楠橋98 号線	八幡西区大字楠橋1365番地先から 八幡西区楠橋上方二丁目1348番1地先まで
2702	楠橋10 0号線	八幡西区楠橋上方二丁目1330番1地先から 八幡西区楠橋上方二丁目1150番1地先まで
4908	本城38 号線	八幡西区本城三丁目2186番4地先から 八幡西区本城三丁目2066番2地先まで
4909	本城39 号線	八幡西区本城三丁目2263番1地先から 八幡西区本城三丁目2267番4地先まで
5004	本城13 4号線	八幡西区本城四丁目2251番2地先から 八幡西区本城四丁目2512番1地先まで
5005	本城13 5号線	八幡西区本城四丁目2251番80地先から 八幡西区本城四丁目2251番19地先まで
5006	本城13 6号線	八幡西区本城四丁目2251番109地先から 八幡西区本城四丁目2251番89地先まで
5144	町上津役	八幡西区町上津役東一丁目1907番1地先から

	東 6 号線	八幡西区町上津役東一丁目 1 2 9 3 番 6 地先まで
5 1 4 6	町上津役 東 8 号線	八幡西区町上津役東一丁目 1 8 1 8 番 2 地先から 八幡西区町上津役東一丁目 1 8 2 4 番 2 地先まで
5 1 4 7	町上津役 東 9 号線	八幡西区町上津役東一丁目 1 9 2 8 番地先から 八幡西区町上津役東一丁目 1 8 1 8 番 2 地先まで
5 7 8 8	香月中央 2 号線	八幡西区香月中央三丁目 1 5 3 5 番 1 地先から 八幡西区香月中央三丁目 1 5 3 6 番 5 地先まで
6 4 8 3	本城 1 9 0 号線	八幡西区本城三丁目 2 2 6 4 番 1 3 地先から 八幡西区本城三丁目 2 2 6 3 番 1 地先まで
6 6 3 2	香月中央 4 号線	八幡西区香月中央三丁目 1 6 0 8 番 3 地先から 八幡西区香月中央三丁目 1 5 8 9 番 2 地先まで
7 0 5 9	町上津役 東 5 0 号 線	八幡西区町上津役東一丁目 1 9 1 1 番地先から 八幡西区町上津役東一丁目 1 8 1 8 番 2 地先まで
7 0 6 0	町上津役 東 5 1 号 線	八幡西区町上津役東一丁目 1 9 1 8 番地先から 八幡西区町上津役東一丁目 1 8 2 5 番 1 地先まで
7 0 8 1	香月西 2 7 号線	八幡西区香月西三丁目 1 6 1 8 番 2 地先から 八幡西区香月西三丁目 1 4 5 2 番 1 地先まで
7 0 9	北鳥旗町 南鳥旗町 1 号線	戸畑区北鳥旗町 2 1 0 番 1 5 地先から 戸畑区南鳥旗町 1 1 6 番地先まで
7 1 0	元宮町南 鳥旗町 1 号線	戸畑区元宮町 1 7 2 番地先から 戸畑区南鳥旗町 2 3 0 番地先まで
7 1 5	北鳥旗町 汐井町 1 号線	戸畑区北鳥旗町 2 2 5 番 3 地先から 戸畑区汐井町 2 番地先まで
1 0 9 3	川代 5 号	戸畑区川代二丁目 1 2 0 番 1 地先から

	線	戸畑区川代二丁目74番地先まで
1096	川代8号線	戸畑区川代一丁目20番4地先から 戸畑区川代一丁目11番1地先まで
1097	川代9号線	戸畑区川代二丁目76番地先から 戸畑区川代二丁目11番1地先まで
1101	川代13号線	戸畑区川代一丁目12番2地先から 戸畑区川代一丁目5番地先まで
1103	川代15号線	戸畑区川代二丁目31番2地先から 戸畑区川代二丁目7番2地先まで
1113	北鳥旗町2号線	戸畑区北鳥旗町40番3地先から 戸畑区北鳥旗町2番1地先まで
1181	幸町11号線	戸畑区幸町257番地先から 戸畑区幸町263番地先まで
1757	明治町7号線	戸畑区明治町229番地先から 戸畑区明治町4番地先まで
1761	元宮町1号線	戸畑区元宮町11番地先から 戸畑区元宮町236番地先まで
1763	元宮町3号線	戸畑区元宮町62番地先から 戸畑区元宮町178番地先まで
1764	元宮町4号線	戸畑区元宮町69番地先から 戸畑区元宮町194番地先まで
1768	元宮町8号線	戸畑区元宮町155番地先から 戸畑区元宮町169番地先まで
1769	元宮町9号線	戸畑区元宮町2番地先から 戸畑区元宮町207番地先まで

北九州市告示第 83 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、北九州市立第 2 夜間・休日急患センターにおける使用料及び手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 3 年 3 月 31 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
有限会社医療事務研究会	北九州市小倉北区浅野三丁目 8 番 1 号	令和 3 年 4 月 1 日から 令和 4 年 3 月 31 日まで

北九州市告示第 8 4 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、大池公園駐車施設の使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 3 年 3 月 3 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
朝日警備保障株式会社 北九州営業所	北九州市小倉南区徳力 二丁目 1 番 2 号村上ビル 2 0 1 号	令和 3 年 4 月 1 日から 令和 4 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第 85 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、次の土地を特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域に指定することについて、同条第 3 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり告示する。また、この告示により指定する形質変更時要届出区域に係る同法第 15 条第 1 項に規定する台帳は、北九州市環境局環境監視部環境監視課及び北九州市立文書館に備え付ける。

令和 3 年 3 月 31 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定する形質変更時要届出区域

北九州市門司区新門司三丁目 81 番 5 の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、1, 2-ジクロロエチレン、1, 3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、トリクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、クロロエチレン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、チウラム、シマジン、チオベンカルブ並びに有機りん化合物

3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

4 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 58 条第 5 項第 10 号から第 13 号までの該当性

土壤汚染対策法施行規則第 58 条第 5 項第 12 号（埋立地管理区域）に該当

北九州市告示第 86 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項の規定により、令和 3 年度の一般廃棄物処理実施計画を定めたので、北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 5 年北九州市条例第 28 号）第 11 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 3 年 3 月 31 日

北九州市長 北 橋 健 治

令和 3 年度一般廃棄物処理実施計画

1 一般廃棄物の区分

(1) ごみ

ア 市収集ごみ

(ア) 家庭ごみ

- a 家庭から排出される日常生活に伴って生ずる生ごみ、プラスチック類及び紙くず並びにこれらと性状が同等に取り扱い得るもの
- b 家庭の住居と事業所が建物の構造上一体で、家庭から排出されるものと事業活動に伴って排出される一般廃棄物との区別が難しく、家庭並みのごみ量の事業所から排出されるもの

(イ) 粗大ごみ（特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）第 2 条第 5 項に定めるもの（以下「特定家庭用機器廃棄物」という。）を除く。以下同じ。）

- a 家庭から排出される家具、寝具、電化製品、厨房器具、自転車等で、家庭ごみ及び資源化物として収集しないもの
- b 引越し等に伴い一時的に多量に家庭から排出されるもの

(ウ) 資源化物

家庭から排出されるものであって次に掲げるもの

- a かん
- b びん
- c ペットボトル
- d プラスチック製容器包装
- e 紙製の容器包装（飲料を充てんするための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）に限る。以下「紙パック」という。）
- f 発泡スチロール製食品用トレイ（以下「トレイ」という。）
- g 蛍光管
- h 水銀体温計、水銀温度計及び水銀血圧計等（以下「水銀使用廃製

品」という。)

i 乾電池、二次電池、製品一体型電池等（以下「電池類」という。）

j 小型の金属類（粗大ごみとして定めているものを除く。以下「小物金属」という。)

k 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）第2条第2項に規定する使用済小型電子機器等（以下「小型家電」という。)

(エ) 環境保全ごみ

環境保全上処理を必要とする不法投棄ごみ等

(オ) 動物の死体

犬、猫等小動物の死体

イ 自己搬入ごみ（特定家庭用機器廃棄物並びに事業活動に伴って排出される資源化可能な紙くず及び木くずを除く。以下同じ。)

(ア) 事業活動に伴って排出される一般廃棄物であって、家庭ごみ及び粗大ごみと同等のごみで、家庭から排出されるごみの処理に支障のない量のもののうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第7条第1項に規定する一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者及び同項ただし書きに規定する一般廃棄物処分業の許可を要しない者（以下「収集運搬許可業者等」という。）又は排出者自らが収集運搬するもの

(イ) 家庭から排出される資源化物以外のごみで、収集運搬許可業者等又は排出者自らが収集運搬するもの

ウ 許可業者ごみ

(ア) 法第7条第6項に規定する一般廃棄物処分業の許可を受けた者及び同項ただし書きに規定する一般廃棄物処分業の許可を要しない者が処分するもの

(イ) 法第9条の9第1項の規定により環境大臣から一般廃棄物の広域的処理の認定を受けたもの

(ウ) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）第15条第3項の認定を受けた特定事業者又は同法第21条第1項の指定を受けた法人が再商品化するもの

(エ) 特定家庭用機器再商品化法第23条第3項の認定を受けた者又は同法第32条第1項の指定を受けた法人が再商品化するもの

(オ) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成2

4年法律第57号)第10条第3項の認定を受けた者が処分(再生を含む。)するもの

(2) し尿

ア 市収集し尿

(ア) 家庭から排出されるし尿で収集が必要なもの

(イ) 事業活動に伴って排出されるし尿で収集が必要なもののうち、
計画収集が可能なもの

イ 自己搬入し尿

事業活動に伴って排出されるし尿で収集が必要なもの

(3) 浄化槽汚泥

2 計画処理の概要

区分		計画処理量
ごみ	市収集ごみ	199,300 t
	自己搬入ごみ	143,000 t
	許可業者ごみ	16,700 t
	環境保全ごみ	4,500 t
	動物の死体	4,900 個
し尿	市収集し尿	6,000 k l
	自己搬入し尿	8,000 k l
浄化槽汚泥		20,000 k l

3 処理計画

北九州市循環型社会形成推進基本計画に基づき、ごみの減量化・資源化と適正処理の取組を行う。

(1) ごみの排出抑制、再使用及び再資源化計画

ア 排出抑制、再使用及び再資源化の方法

(ア) 家庭ごみの指定袋制度の実施

指定袋による家庭ごみの収集を実施し、家庭ごみの排出量抑制を図る。

(イ) 資源化物の指定袋制度の実施

資源化物のうち、かん、びん、ペットボトル及びプラスチック製容器包装については、指定袋による収集を実施し、資源化物の排出抑制

及び分別促進を図る。

(ウ) 古紙リサイクルの促進

家庭から排出される古紙が資源としてリサイクルされるよう、古紙回収奨励金制度、回収用保管庫貸与制度、新聞販売店回収等により、地域の実情に応じて雑がみを含めた古紙回収を促進する。また、事業所から排出される古紙については、民間の古紙リサイクル施設へ収集運搬されるように働きかけるほか、商店街等に古紙回収用保管庫を貸与するオフィス町内会等により古紙回収を促進する。

(エ) 古着リサイクルの促進

家庭から排出される古着のリサイクルを進めるため、回収奨励金制度等により、分別排出に取り組みやすい体制づくりを図る。また、回収した古着の一部をリユースする。

(オ) 生ごみ等食品廃棄物の 3 R の促進

家庭から排出される生ごみの減量化・資源化を推進するため、生ごみコンポスト化容器活用講座等の実施や、コンポストの用途拡大に取り組む。また、食品ロスの削減に向け、「残しま宣言」運動による周知啓発等を通じて、生ごみの排出抑制を図る。さらに、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）を踏まえ、公共施設等の事業所から排出される食品廃棄物の減量化・資源化の促進を図る。

(カ) 小型家電リサイクルの促進

回収方法の拡充により、家庭から排出される小型家電のリサイクル促進を図る。

(キ) 適正包装等の促進

家庭から排出されるごみの減量化を推進するため、マイバッグの利用の促進を図る。また、簡易包装の普及等を通じて、過剰包装の抑制を図る。

(ク) 事業系一般廃棄物の減量化・資源化の促進

北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例に基づき、排出事業者に対し、ごみの減量化・資源化に関する指導を徹底し、事業系一般廃棄物の減量化・資源化を促進する。

- a ごみ処理マニュアルの作成や事業所戸別訪問による、ごみの減量化及び適正排出に向けた指導及び啓発
- b 北九州市の処理施設における搬入ごみ検査の強化による、適正処理と減量化・資源化の促進

- c 古紙、かん、びん、廃木材、被服等資源化物のリサイクルの促進
 - d オフィス町内会の組織化の促進による古紙の減量化・資源化の促進
 - e 市役所内から排出されるごみの減量化・資源化の徹底
 - f 事業者・市民・行政の連携による食品廃棄物の減量化・資源化の促進
- (ケ) ごみの減量化・資源化及び適正処理に関する市民及び事業者に対する広報及び啓発活動の実施
- a 環境ミュージアムの活用
 - b 出前講演の実施
 - c ホームページの活用
 - d 環境情報誌「ていたんプレス」の発行
 - e 「大都市減量化・資源化共同キャンペーン」の実施
 - f 市民リサイクル啓発用映像の活用
 - g 「北九州市の環境」の発行
 - h ごみ処理施設等の施設見学の受入れ
 - i 北九州市3R活動推進表彰制度の推進
 - j 家庭ごみステーションにおける排出指導、啓発及び地域の取組支援の実施
 - k その他 市民等がごみ問題に取り組むために必要な広報活動及び情報提供

イ 再資源化の方法及び量

再資源化の方法	計画処理量
資源化物のうち、かん、びん及びペットボトルを選別し、再資源化業者に引き渡す。	10,500 t
資源化物のうち、プラスチック製容器包装を選別し、再資源化業者に引き渡す。	7,600 t
資源化物のうち、紙パック及びトレイを選別し、再資源化業者に引き渡す。	220 t
資源化物のうち、蛍光管及び水銀使用廃製品を再資源化業者に引き渡す。	70 t
資源化物のうち、電池類を再資源化業者に引き渡す。	50 t
資源化物のうち、小物金属を再資源化業者に引き	170 t

渡す。	
資源化物のうち、小型家電を再資源化業者に引き渡す。	8 t
家庭から排出される古紙及び古着を地域で回収し、再資源化業者に引き渡す。	17,400 t
家庭から排出されるせん定枝を地域で回収し、再資源化業者に引き渡す。	150 t
家庭から排出される廃食用油を地域で回収し、再資源化業者に引き渡す。	6 t
家庭から排出される生ごみ等を家庭で堆肥化し利用する。	—
家庭から排出されるインクカートリッジを市役所及び区役所で回収し、再資源化業者に引き渡す。	—
家庭から排出される古着を区役所等公共施設、北部九州・古着地域循環推進協議会に参加する事業者の店頭等で回収し、再資源化業者に引き渡す。	30 t
新門司工場に搬入されるごみを熔融処理した後にスラグ及びメタルを回収し、再資源化業者に引き渡す。	スラグ 10,700 t メタル 2,370 t
粗大ごみから鉄を回収し、再資源化業者に引き渡す。	970 t
皇后崎工場に搬入されるごみを焼却した後に発生した焼却主灰を、再資源化業者に引き渡す。	300 t
事業活動に伴って排出される古紙を事業者版の集団資源回収組織である「オフィス町内会」で回収し、再資源化業者に引き渡す。	300 t
事業活動に伴って排出される廃木材及びせん定枝をチップ化し、再資源化する。	11,900 t
事業活動に伴って排出される紙くずを再資源化する。	4,200 t
事業活動に伴って排出される食品廃棄物を再資源化する。	600 t

注 ペットボトル、トレイ、プラスチック製容器包装及びびん（白びん

及び茶びんを除く。)については、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に引き渡して再資源化する。

(2) ごみの収集運搬に係る計画

ア 対象区域

北九州市全域

イ ごみの持ち出し及び収集運搬の方式

(ア) ステーション方式

所定のステーションから収集することをいう。

排出者は、収集日当日の午前8時30分までに市長が指定する袋に入れて所定のステーションに持ち出す。

(イ) 拠点回収方式

所定の回収拠点から収集することをいう。

排出者は、回収拠点の回収ボックスに対象物を投入する。

(ウ) 戸別収集方式

a ふれあい収集

別に定める対象者の求めに応じ、当該世帯からごみを収集することをいう。

排出者は、収集日当日の午前8時30分までに市長が指定する袋に入れて所定の場所に持ち出す。

b 粗大ごみの一般収集

粗大ごみ受付センターで受け付けた場所に持ち出された粗大ごみを収集することをいう。

排出者は、一般収集の処理手数料に見合った額の北九州市粗大ごみ処理手数料納付券に氏名又は受付番号を記入の上、粗大ごみに明確に分かるように貼付して、粗大ごみ受付センターで受け付けた場所に持ち出す。

c 粗大ごみの特別収集

別に定める対象者の求めに応じ、当該世帯の住居から粗大ごみを収集することをいう。

排出者は、特別収集に見合った額の北九州市粗大ごみ処理手数料納付券に氏名又は受付番号を記入の上、粗大ごみに明確に分かるように貼付して、粗大ごみ受付センターの指示に従って、北九州市に引き渡す。

ただし、次に掲げる物については対象とならない。

(a) 人手(3人以上)により持ち出すことができない物

- (b) 取外し作業、解体作業その他特別な作業を行わなければ、持ち出すことができない物

ウ 市長が指定する袋

(ア) 共通事項

製造者	北九州市
材質	高密度ポリエチレン
袋の色	無色半透明

(イ) 個別事項

区分	容量	文字等
家庭ごみ用（大袋）	45L	北九州市家庭ごみ用指定袋（大）その他市長が指定する文字等
家庭ごみ用（中袋）	30L	北九州市家庭ごみ用指定袋（中）その他市長が指定する文字等
家庭ごみ用（小袋）	20L	北九州市家庭ごみ用指定袋（小）その他市長が指定する文字等
家庭ごみ用（特小袋）	10L	北九州市家庭ごみ用指定袋（特小）その他市長が指定する文字等
かん・びん用	25L	北九州市かん・びん用指定袋その他市長が指定する文字等
ペットボトル用（大袋）	45L	北九州市ペットボトル用指定袋（大）その他市長が指定する文字等
ペットボトル用（小袋）	25L	北九州市ペットボトル用指定袋（小）その他市長が指定する文字等
プラスチック製容器包装用（大袋）	45L	北九州市プラスチック製容器包装用指定袋（大）その他市長が指定する文字等
プラスチック製容器包装用（小袋）	25L	北九州市プラスチック製容器包装用指定袋（小）その他市長が指定する文字等

エ ふれあい収集の対象者

家庭から出るごみ及び資源化物を自ら又は親族、地域住民、ボランティア等の協力により、ステーションに持ち出すことが困難な者で、次の

いずれかで構成される世帯

- (ア) 介護保険法（平成9年法律第123号）第27条の規定による要介護認定において、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第48号）第1条第1項に規定する要介護2以上に該当すると認められた者
- (イ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条に規定する障害福祉サービスの受給認定を受けている者
- (ウ) その他環境局長が認める者

オ 粗大ごみの特別収集の対象者

区分	対象者
高齢者	満65歳以上の者
身体障害者	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者
知的障害者	児童相談所又は障害福祉センターにおいて知的障害者との判定を受けている者
精神障害者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者
傷病者	傷病又は疾病のため、一時的に体力の低下している者
妊産婦	妊婦又は産後8週間の期間にある者
年少者	満16歳未満の者
その他	その他体力の面から粗大ごみの持ち出しが困難と市長が認める者

カ 区分ごとの収集主体、方式、回数、方式及び量

区分	収集主体	方式	回数	計画収集量
家庭ごみ	北九州市	ステーション方式	週2回	177,000t
		戸別収集方式（ふれあい収集）	週1回	
かん及びびん	北九州市	ステーション方式	週1回	7,900t
		戸別収集方式（ふれあい収集）	週1回	
ペットボトル	北九州市	ステーション方式	週1回	2,600t
		戸別収集方式（ふれあい収集）	週1回	

		れあい収集)		
プラスチック製容器包装	北九州市	ステーション方式	週1回	7,600 t
		戸別収集方式(れあい収集)	週1回	
紙パック及びトレイ	北九州市	拠点回収方式	随時	220 t
小物金属	北九州市	拠点回収方式	随時	170 t
蛍光管	北九州市	拠点回収方式	随時	70 t
水銀使用廃製品	北九州市	拠点回収方式	随時	1 t
電池類	北九州市	拠点回収方式	随時	50 t
小型家電	北九州市	拠点回収方式	随時	8 t
粗大ごみ	北九州市	戸別収集方式(一般収集) 戸別収集方式(特別収集)	月1回(ただし、引越ごみについては必要に応じてその都度。)	3,700 t
		ステーション方式(馬島及び相島に限る。)	年6回	
動物の死体	北九州市、排出者及び収集運搬許可業者等	飛散流出しない方法	必要に応じてその都度	4,900 個
環境保全ごみ	北九州市	飛散流出しない方法	必要に応じてその都度	4,500 t
自己搬入ごみ	排出者及び収集運	飛散流出しない方法	必要に応じてその	143,000 t

	搬許可業者等		都度	
許可業者ごみ（廃木材及びせん定枝）	排出者及び収集運搬許可業者等	飛散流出しない方法	必要に応じてその都度	11,900 t
許可業者ごみ（紙）	北九州市、排出者及び収集運搬許可業者等	飛散流出しない方法	必要に応じてその都度	4,200 t
許可業者ごみ（食品廃棄物）	収集運搬許可業者等	飛散流出しない方法	必要に応じてその都度	600 t

注1 家庭ごみ、かん、びん、ペットボトル及びプラスチック製容器包装の町ごとの収集曜日は、別表のとおりとする。ただし、12月29日から1月3日までの収集日については、排出者に別途周知する。

注2 収集運搬業については、現状の体制で北九州市内で発生する一般廃棄物を収集運搬する能力が充足しているため、基本的に新規の許可は行わない。ただし、能力が不足する場合は、この限りではない。

注3 許可業者ごみ（紙）において、北九州市が収集する物

(1) 市立小学校及び市立中学校から排出される紙パック

(2) 市立幼稚園、市立小学校、市立中学校及び特別支援学校から排出される機密古紙

(3) ごみの処分に係る計画

ア ごみ処理施設の概要

(ア) 再資源化（破碎、選別等）

事業者名 (施設名)	対象物	所在地	処理方式	処理能力
北九州市	紙パック	門司区新門司	ストックヤード	—

(新門司工場)	トレイ	三丁目79番地		
北九州市 (不燃粗大 仮置場)	粗大ごみ(鉄)	小倉北区西港 町96番地の 2	ストックヤード	—
北九州市 (日明かん びん資源化 センター)	かん びん ペットボト ル	小倉北区西港 町97番3	アルミ缶の選別 マグネットプ ーリー回転式	32.5 9 t / 5 時間
			スチール缶の選 別 永磁吊下式	
			びん及びペット ボトルの手選別 直線ベルトコ ンベア式	
	紙パック トレイ	小倉北区西港 町97番3	ストックヤード	—
北九州市 (本城かん びん資源化 センター)	かん びん ペットボト ル	八幡西区洞北 町7番10号	アルミ缶の選別 永久磁石回転 プーリー式	63 t / 5時間
			スチール缶の選 別 電磁永磁併用 吊り下げ方式	
			びん及びペット ボトルの手選別 直線ベルトコ ンベア式	
	紙パック トレイ	八幡西区洞北 町7番10号	ストックヤード	—
日本資源流 通株式会社 (北九州市)	プラスチック製 容器包装	小倉北区西港 町86番地の 13	揺動式ふるい 直線ベルトコ ンベア式	60 t / 12時間

プラスチック資源化センター)				
木材開発株式会社	廃木材	若松区南二島五丁目3番2号	ハンマー式	120t / 8時間
ホクザイ運輸株式会社	廃木材 せん定枝	小倉北区西港町72番地の32、33、34、35及び42	ハンマー式	700t / 8時間
梅崎礦業株式会社	廃木材	門司区新門司三丁目67番地16	回転ナイフ式	18t / 8時間
株式会社金田商店	廃木材	門司区新門司三丁目67番地61	一軸破砕機（自走式） 二軸破砕機（自走式）	179.9t / 8時間
株式会社守恒造園建設	廃木材 せん定枝	小倉南区大字堀越483番地の1及び510番地の1	回転ナイフ式	4t / 8時間
株式会社野原商会	木くず 紙くず 繊維くず	門司区新門司三丁目25番地	二軸破砕機 一軸破砕機 圧縮梱包機	44.2t / 5時間
		門司区新門司三丁目52番地	二軸式破砕機 圧縮梱包機	114.7t / 5時間
株式会社坪井商店	紙くず	小倉北区高浜二丁目7番47号	油圧プレス式	100t / 8時間
北九資源株式会社	紙くず	小倉北区青葉一丁目2番7号	油圧プレス式	60t / 5時間

株式会社ジ エイ・リラ イツ	蛍光管 水銀体温計 水銀血圧計 水銀温度計 一次電池	若松区響町一 丁目62番地 の17	湿式二軸せん断 破碎機 乾式スクリュー 型破碎機 ハンマー式	23.9 t / 12 時間
九州メタル 株式会社	特定家庭用 機器廃棄物 (電気冷蔵 庫及び電気 冷凍庫を除 く。) 使用済FR P船 使用済パー ソナルコン ピューター 使用済自動 二輪車 小型家電 粗大ごみ (がれき類除 く。)	小倉北区西港 町62番地4	破碎機 選別機 磁選機 ふるい機	296. 1 t / 5 時間
西日本家電 リサイクル 株式会社	特定家庭用 機器廃棄物	若松区響町一 丁目62番地	破碎機 選別機 磁選機 減容機	292. 8 t / 2 4時間
株式会社リ サイクルテ ック	家庭用電化 製品 (特定 家庭用機器 廃棄物を除 く。)	若松区響町一 丁目62番地 の13及び1 4	縦型一軸せん断 式油圧プレス式	38.4 1 t / 2 4時間
九州製紙株 式会社	紙	八幡東区大字 前田2142 番地の1	パルパー	135 t / 24時 間

株式会社西 日本ペーパーリサイクル	紙	若松区響町一丁目62番地	横型ハンマー式 縦型せん断式 油圧プレス式	90.1 t / 5時間
株式会社丸清	紙	若松区南二島四丁目2番18号	油圧プレス式	102t / 5時間
有限会社KARS	かん びん ペットボトル 紙コップ	若松区響町一丁目62番地の19	アルミ缶の選別 高磁力回転ドラム方式	96t / 24時間
			スチール缶の選別 吊り下げ磁石方式	
			びん、ペットボトル及び紙コップの手選別 直線ベルトコンベア式	
西日本ペットボトルリサイクル株式会社	ペットボトル	若松区響町一丁目62番地	フレーク処理 ペレット処理	98.3 t / 24時間
日本製鉄株式会社	プラスチック製容器包装	八幡東区大字前田2145番地の2	破碎機 選別機 減容成形機	216t / 24時間
三菱マテリアル株式会社	焼却灰	八幡西区洞南町1番1号	水洗設備 ロータリーキルン式焼成炉	120t / 24時間
北九州アッシュリサイクルシステムズ株式会社	ばいじん	戸畑区牧山五丁目1番1号	水洗設備 ロータリーキルン式乾燥炉	116t / 24時間

日本磁力選 鉱株式会社	小型家電 二次電池	若松区響町一 丁目79番地 の4、5、6 、7、8及び 9	小型家電 回転式破碎 磁力選別 ふるい選別	42.5 t / 5時 間
			二次電池 蒸気加熱式熱 分解炉	4.5 t / 24時 間
山光金属株 式会社	小型家電	若松区響町一 丁目13番地 4	二軸破碎機 シュレッダー 分級選別	69.9 t / 5時 間
株式会社ウ エルクリエ イト	食品廃棄物	若松区向洋町 10番地1	粉碎機 脱水機	4.5 t / 24時 間

(イ) 中間処理（焼却等）

事業者名 (施設名)	処理 区分	所在地	処理方式	処理能力
北九州市 (新門司工場)	焼却	門司区新門司 三丁目79番 地	シャフト炉 式ガス化溶 融炉	720 t / 24時間
北九州市 (日明工場)	焼却	小倉北区西港 町96番地の 2	連続燃焼式	600 t / 24時間
北九州市 (皇后崎工場)	焼却	八幡西区夕原 町2番1号	連続燃焼式	810 t / 24時間
光和精鉱株式会 社 ※休止中	焼却	戸畑区大字中 原46番地9 3	ロータリー キルン方式	廃プラスチック類 64.4 t / 24時 間 紙くず 112 t / 24時間 木くず 128 t / 24時間 繊維くず 112 t / 24時間
アサヒプリテッ	焼却	若松区響町一	ストーカ方	45 t / 24時間

ク株式会社		丁目111番 2	式	
中間貯蔵・環境 安全事業株式会 社	分解 分離	若松区響町一 丁目62番2 4	プラズマ溶 融分解	10.4 t / 24時間
			真空加熱分 離	4.5 t / 24時間
			脱塩素化分 解	0.5 t / 24時間

(ウ) 最終処分

事業者（施設名）	北九州市（響灘西地区廃棄物処分場）
所在地	若松区響町三丁目地先
埋立面積	371,150 m ²
全体容量	4,571,000 m ³
埋立区域	2区画
埋立方法	浮棧橋等による埋立て整地

イ 部門ごとの処理量

部門	区分	計画処理量	
選別	市収集ごみ	18,310 t	
破碎	市収集ごみ	2,700 t	13,800 t
	環境保全ごみ	100 t	
	自己搬入ごみ	11,000 t	
焼却	市収集ごみ	181,000 t	315,300 t
	環境保全ごみ	4,300 t	
	自己搬入ごみ	130,000 t	
	動物の死体	4,900 個	
埋立	市収集ごみ	2,600 t	46,900 t
	環境保全ごみ	100 t	
	自己搬入ごみ	2,200 t	
	焼却灰	42,000 t	

備考 上記以外に直方市、行橋市、みやこ町、中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町及び遠賀町のごみについて、各自治体との協定に基づく品目を処理する。また、災害廃棄物について、国及び被災自治体等から北九州市に処理の要請があり、北九州市が処理可能であると判断できる場合は当該廃棄物を処理する。

(4) し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬にかかる計画

ア 対象区域

北九州市全域

イ 収集運搬の方式

バキューム車による。

ウ 区分ごとの収集回数及び量

区分	収集主体	回数	計画収集量
市収集し尿	北九州市	おおむね20日に1回	6,000kl
自己搬入し尿	排出者	必要に応じてその都度	8,000kl
浄化槽汚泥	収集運搬 許可業者 等	必要に応じてその都度	20,000kl

注 浄化槽汚泥のうち馬島及び藍島から排出されるものについては、北九州市及び収集運搬許可業者等が収集する。

エ 中継施設

事業者 (施設名)	所在地	浄化センターへの 圧送能力
北九州市 (西港し尿圧送所)	小倉北区西港町24番地	250kl/日
北九州市 (皇后崎し尿投入所)	八幡西区夕原町2番4号	500kl/日

(5) し尿及び浄化槽汚泥の処分にかかる計画

ア 処分の方法

中継施設へ投入後、浄化センターへ圧送し、全量消化処理する。

イ 区分ごとの量

区分	計画処理量
市収集し尿	6,000kl
自己搬入し尿	8,000kl
浄化槽汚泥	20,000kl

別表 町名ごとの収集曜日

区	町名	家庭ごみ	プラスチック製容器包装
門司区	老松町、花月園、上本町、大字吉志（一部）、吉志一丁目（一部）、吉志四丁目、吉志五丁目、吉志六丁目、吉志七丁目、吉志新町一丁目、吉志新町二丁目、吉志新町三丁目、旧門司一丁目、旧門司二丁目、清滝三丁目、清滝四丁目、清滝五丁目、清見一丁目、清見二丁目、清見三丁目、清見四丁目、清見佐夜町（一部）、大字黒川（一部）、栄町、庄司町、谷町一丁目、谷町二丁目、長谷一丁目、長谷二丁目、鳴竹一丁目（一部）、西海岸一丁目、西海岸二丁目、西海岸三丁目、錦町、大字畑（一部）、畑田町、浜町、東本町一丁目、東本町二丁目、東港町、東門司一丁目、東門司二丁目、法師庵、本町、丸山一丁目、丸山二丁目（一部）、丸山三丁目、丸山四丁目、港町及び大字門司	月曜日及び木曜日	火曜日
	青葉台、泉ヶ丘、稲積一丁目、稲積二丁目、梅ノ木町、上藤松一丁目、上藤松二丁目、上藤松三丁目、上馬寄一丁目、上馬寄二丁目、上馬寄三丁目、黄金町、小松町、下二十町、下馬寄、社ノ木一丁目、社ノ木二丁目、新原町、大字大里（一部）、大里新町、大里戸ノ上一丁目、大里原町、大里東一丁目、大里東口、大里本町一丁目、大里本町二丁目、大里本町三丁目、大里桃山町、高田一丁目、高田二丁目、中町、西新町一丁目、西新町二丁目、原町別院、東新町一丁目、東新町二丁目、東馬寄、光町一丁目、光町二丁目、藤松一丁目、藤松二丁目、藤松三丁目、不老町一丁目、不老町二丁目、別院、松原一丁目、松原二丁目、松原三丁目、緑ヶ丘、桃山台、柳原町、柳町一丁目、柳町二丁目、柳町三丁目及び柳町四丁目	火曜日及び金曜日	月曜日
	大字伊川、大字今津、大久保一丁目、大久保二丁目、大久保三丁目、大字大積、奥田一丁目、奥田二丁目、奥田三丁目、奥田四丁目、奥田五丁目、風師一丁目、風師二丁目、風師三丁目、風師四丁目、春日町、片上海岸、片上町、上二十町、大字吉志（一部）、吉志一丁目（一部）、吉志二丁目、吉志三丁目、北川町、大字喜多久、清滝一丁目、清見佐夜町（一部）、葛葉一丁目、葛葉二丁目、葛葉三丁目、大字黒川（一部）、黒川西一丁目、黒川西二丁目、黒川西三丁目、黒川東一丁目、黒川東二丁目、小森江一丁目、小森江二丁目、小森江三丁目、大字猿喰、寺内一丁目、寺内二丁目、寺内三丁目、寺内四丁目、寺内五丁目、大字白野江、白野江一丁目、白野江二丁目、白野江三丁目、白野江四丁目、城山町、新開、新門司一丁目、新門司二丁目、		木曜日

	<p>新門司三丁目、新門司北一丁目、新門司北二丁目、新門司北三丁目、瀬戸町、大字大里（一部）、大里桜ヶ丘、大里戸ノ上二丁目、大里戸ノ上三丁目、大里戸ノ上四丁目、大里東二丁目、大里東三丁目、大里東四丁目、大里東五丁目、大里元町、高砂町、太刀浦海岸、大字田野浦、田野浦一丁目、田野浦二丁目、田野浦三丁目、田野浦海岸、大字恒見、恒見町、永黒一丁目、永黒二丁目、中二十町、鳴竹一丁目（一部）、鳴竹二丁目、大字畑（一部）、羽山一丁目、羽山二丁目、大字柄杓田、柄杓田町、広石一丁目、広石二丁目、二夕松町、松崎町、丸山二丁目（一部）、丸山吉野町、南本町、元清滝及び矢筈町</p>		
小倉北区	<p>青葉一丁目、青葉二丁目、足原一丁目、足原二丁目、愛宕一丁目、愛宕二丁目、泉台一丁目、泉台二丁目、泉台三丁目、泉台四丁目、板櫃町、鋳物師町、金田三丁目、上到津二丁目（一部）、木町二丁目、木町三丁目、清水一丁目、清水二丁目、清水三丁目、清水四丁目、清水五丁目、霧ヶ丘一丁目、霧ヶ丘二丁目、霧ヶ丘三丁目、金鷄町、熊本一丁目、熊本二丁目、熊本三丁目、熊本四丁目、黒原一丁目、黒原二丁目、黒原三丁目、黄金二丁目、菜園場一丁目、菜園場二丁目、皿山町、篠崎一丁目（一部）、下到津一丁目、下到津四丁目、下到津五丁目、白銀二丁目、新高田一丁目、新高田二丁目、高尾一丁目、豎林町、中井口（一部）、西港町（一部）、日明一丁目、日明二丁目、日明三丁目、日明四丁目、日明五丁目、東篠崎一丁目（一部）、東篠崎三丁目、東港一丁目、東港二丁目、平松町、弁天町、真鶴一丁目、真鶴二丁目、緑ヶ丘一丁目、緑ヶ丘二丁目及び緑ヶ丘三丁目</p>	月曜日及び木曜日	火曜日
	<p>赤坂一丁目、赤坂二丁目、赤坂三丁目、赤坂四丁目、赤坂五丁目、大字足原、足立一丁目、足立二丁目、足立三丁目、大田町、大手町、大島一丁目、大島二丁目、大島三丁目、金田一丁目、金田二丁目、上富野一丁目、上富野二丁目、上富野三丁目、上富野四丁目、上富野五丁目、香春口一丁目、神岳一丁目、神岳二丁目、貴船町、木町一丁目、木町四丁目、黄金一丁目、小文字一丁目、小文字二丁目、山門町、下富野一丁目、下富野二丁目、下富野三丁目、下富野四丁目、下富野五丁目、寿山町、城内、昭和町、白銀一丁目、神幸町、末広一丁目、末広二丁目、須賀町、砂津一丁目、砂津二丁目、砂津三丁目、大門一丁目、大門二丁目、高浜一丁目、高浜二丁目、豎町一丁目、豎町二丁目、田町、常盤町、大字富野、富野台、中島一丁目、中島二丁目、長浜町、馬借一丁目（一部）、馬借二丁目（一部）、原町一丁目、原町二丁目、妙見町、室町一丁目、室町二丁目、室町三丁目及び吉野町</p>		金曜日

	<p>浅野一丁目、浅野二丁目、浅野三丁目、朝日ヶ丘、井堀一丁目、井堀二丁目、井堀三丁目、井堀四丁目、井堀五丁目、魚町一丁目、魚町二丁目、魚町三丁目、魚町四丁目、宇佐町一丁目、宇佐町二丁目、江南町、鍛冶町一丁目、鍛冶町二丁目、片野一丁目、片野二丁目、片野三丁目、片野四丁目、片野五丁目、上到津一丁目、上到津二丁目（一部）、上到津三丁目、上到津四丁目、香春口二丁目、京町一丁目、京町二丁目、京町三丁目、京町四丁目、米町一丁目、米町二丁目、紺屋町、堺町一丁目、堺町二丁目、三郎丸三丁目、下到津二丁目、下到津三丁目、白萩町、親和町、船頭町、船場町、高見台、高峰町、中井一丁目、中井二丁目、中井三丁目、中井四丁目、中井五丁目、中井口（一部）、中井浜、中津口一丁目、中津口二丁目、西港町（一部）、萩崎町、馬借一丁目（一部）、馬借二丁目（一部）、馬借三丁目、古船場町、三萩野一丁目、三萩野二丁目、三萩野三丁目、都一丁目、都二丁目及び明和町</p>	<p>火曜日及び金曜日</p>	<p>月曜日</p>
	<p>今町一丁目、今町二丁目、今町三丁目、片野新町一丁目、片野新町二丁目、片野新町三丁目、熊谷一丁目、熊谷二丁目、熊谷三丁目、熊谷四丁目、熊谷五丁目、黒住町、三郎丸一丁目、三郎丸二丁目、重住三丁目、篠崎一丁目（一部）、篠崎二丁目、篠崎三丁目、篠崎四丁目、篠崎五丁目、城野団地、高尾二丁目、高坊一丁目、高坊二丁目、東篠崎一丁目（一部）、東篠崎二丁目、東城野町、南丘一丁目、南丘二丁目、南丘三丁目及び若富士町</p>		<p>木曜日</p>
<p>小倉南区</p>	<p>安部山、上葛原一丁目、上葛原二丁目、上吉田一丁目、上吉田二丁目、上吉田三丁目、上吉田四丁目、上吉田五丁目、上吉田六丁目、葛原一丁目、葛原二丁目、葛原三丁目、葛原四丁目、葛原五丁目、葛原高松一丁目、葛原高松二丁目、葛原本町一丁目（一部）、葛原本町二丁目、葛原本町三丁目、葛原本町四丁目、葛原本町五丁目、重住一丁目、重住二丁目、下城野一丁目、下城野二丁目、下城野三丁目（一部）、城野一丁目、城野二丁目、城野三丁目、城野四丁目、中吉田一丁目、中吉田二丁目、中吉田三丁目、中吉田四丁目、中吉田五丁目（一部）、中吉田六丁目、西水町、蜷田若園一丁目、蜷田若園二丁目、蜷田若園三丁目、沼新町一丁目、沼新町二丁目、沼新町三丁目、沼本町一丁目、沼本町二丁目、沼本町三丁目、沼本町四丁目、沼緑町一丁目、沼緑町二丁目、沼緑町三丁目、沼緑町四丁目、沼緑町五丁目、八幡町、春ヶ丘（一部）、東水町、富士見一丁目、富士見二丁目、富士見三丁目、湯川一丁目、湯川二丁目、湯川三丁目、湯川四丁目、湯川五丁目、湯川新町一丁目、湯川新町二丁目、湯川新町三丁目、湯川新町四丁目、大字吉田、吉田にれの木坂一丁目、吉田にれの木坂二丁目、若園一丁目、若園二</p>	<p>月曜日及び木曜日</p>	<p>火曜日</p>

丁目、若園三丁目、若園四丁目及び若園五丁目

石田町、石田南一丁目、石田南二丁目、石田南三丁目、大字石原町、大字市丸、大字井手浦、大字合馬、大字長行（一部）、大字頂吉、隠蓑、大字隠蓑、上石田一丁目、上石田二丁目、上石田三丁目、上石田四丁目、上曾根一丁目、上曾根二丁目、上曾根三丁目、上曾根四丁目、上曾根五丁目、上曾根新町、上貫一丁目、上貫二丁目、上貫三丁目、企救丘一丁目、企救丘二丁目、企救丘三丁目、企救丘四丁目（一部）、大字木下、大字朽網、朽網西一丁目、朽網西二丁目、朽網西三丁目、朽網西四丁目、朽網西五丁目、朽網西六丁目、朽網東一丁目、朽網東二丁目、朽網東三丁目、朽網東四丁目、朽網東五丁目、朽網東六丁目、葛原東一丁目、葛原東二丁目、葛原東三丁目、葛原東四丁目、葛原東五丁目、葛原東六丁目、葛原本町一丁目（一部）、葛原本町六丁目、葛原元町一丁目、葛原元町二丁目、葛原元町三丁目、大字小森、大字志井（一部）、下石田一丁目、下石田二丁目、下石田三丁目、下曾根一丁目、下曾根二丁目、下曾根三丁目、下曾根四丁目、下曾根新町、下貫一丁目、下貫二丁目、下貫三丁目、下貫四丁目、新曾根、大字新道寺、大字曾根、曾根北町、大字曾根新田、曾根新田北一丁目、曾根新田北二丁目、曾根新田北三丁目、曾根新田北四丁目、曾根新田北五丁目、曾根新田北六丁目、曾根新田北七丁目、曾根新田南一丁目、曾根新田南二丁目、曾根新田南三丁目、曾根新田南四丁目、大字高津尾、大字田代、田原一丁目、田原二丁目、田原三丁目、田原四丁目、田原五丁目、田原新町一丁目、田原新町二丁目、田原新町三丁目、大字辻三、津田一丁目、津田二丁目、津田三丁目、津田四丁目、津田五丁目、津田新町一丁目、津田新町二丁目、津田新町三丁目、津田新町四丁目、津田南町、大字道原、大字徳吉、徳吉南一丁目、徳吉南二丁目、徳吉南三丁目（一部）、徳吉南四丁目、中曾根一丁目、中曾根二丁目、中曾根三丁目、中曾根四丁目、中曾根五丁目、中曾根六丁目、中曾根新町、中曾根東一丁目、中曾根東二丁目、中曾根東三丁目、中曾根東四丁目、中曾根東五丁目、中曾根東六丁目、中貫一丁目、中貫二丁目、中貫本町、大字長野、長野一丁目、長野二丁目、長野三丁目、長野東町、長野本町一丁目、長野本町二丁目、長野本町三丁目、長野本町四丁目、西貫一丁目、西貫二丁目、大字貫、貫弥生が丘一丁目、貫弥生が丘二丁目、貫弥生が丘三丁目、貫弥生が丘四丁目、沼南町一丁目、沼南町二丁目、沼南町三丁目、葉山町一丁目（一部）、大字春吉、東貫一丁目、東貫二丁目、東貫三丁目、平尾台一丁目、平尾台二丁目、平尾台三丁目、舞ヶ丘一丁目、舞ヶ丘二丁目、舞ヶ丘三丁目、舞ヶ丘四丁目、舞ヶ丘五丁目、舞ヶ丘六丁目、南若園町、大字母原、八

金曜日

	重洲町、山手三丁目、大字山本、大字横代、横代北町一丁目、横代北町二丁目、横代北町三丁目、横代北町四丁目、横代北町五丁目、横代葉山、横代東町一丁目、横代東町二丁目、横代東町三丁目、横代東町四丁目、横代東町五丁目、横代南町一丁目、横代南町二丁目、横代南町三丁目、横代南町四丁目、横代南町五丁目及び大字呼野		
	大字石田、大字長行（一部）、長行西一丁目、長行西二丁目、長行西三丁目、長行西四丁目、長行西五丁目、長行東一丁目、長行東二丁目、長行東三丁目、蒲生一丁目、蒲生二丁目、蒲生三丁目、蒲生四丁目、蒲生五丁目、大字志井（一部）、志井一丁目、志井二丁目、志井三丁目、志井四丁目、志井五丁目、志井六丁目、志井公園、志井鷹羽台、下南方一丁目、下南方二丁目、高野一丁目、高野二丁目、高野三丁目、高野四丁目、高野五丁目、高野六丁目、徳吉西一丁目、徳吉西二丁目、徳吉西三丁目、徳吉東一丁目、徳吉東二丁目、徳吉東三丁目、徳吉東四丁目、徳吉東五丁目、徳吉南三丁目（一部）、徳力一丁目、徳力二丁目、徳力三丁目、徳力四丁目、徳力五丁目、徳力六丁目、徳力七丁目、徳力新町一丁目、徳力新町二丁目、徳力団地、長尾一丁目、長尾二丁目、長尾三丁目、長尾四丁目、長尾五丁目、長尾六丁目、大字堀越、大字南方、南方一丁目、南方二丁目、南方三丁目、南方四丁目及び南方五丁目	火曜日及び金曜日	月曜日
	企救丘四丁目（一部）、企救丘五丁目、企救丘六丁目、北方一丁目、北方二丁目、北方三丁目、北方四丁目、北方五丁目、志徳一丁目、志徳二丁目、下城野三丁目（一部）、下吉田一丁目、下吉田二丁目、下吉田三丁目、下吉田四丁目、星和台一丁目、星和台二丁目、中吉田五丁目（一部）、葉山町一丁目（一部）、葉山町二丁目、葉山町三丁目、春ヶ丘（一部）、日の出町一丁目、日の出町二丁目、守恒一丁目、守恒二丁目、守恒三丁目、守恒四丁目、守恒五丁目、守恒本町一丁目、守恒本町二丁目、守恒本町三丁目、山手一丁目及び山手二丁目		木曜日
若松区	老松一丁目、老松二丁目、大井戸町（一部）、北浜一丁目、北浜二丁目、北湊町（一部）、桜町、高須東一丁目、高須東二丁目、高須東三丁目、高須東四丁目、高須南一丁目、高須南二丁目、高須南三丁目、高須南四丁目、高須南五丁目、中川町、西園町（一部）、白山一丁目（一部）、浜町一丁目、浜町二丁目、浜町三丁目、本町一丁目、本町二丁目及び本町三丁目	月曜日及び木曜日	火曜日
	赤崎町（一部）、栄盛川町（一部）、上原町（一部）、北湊町（一部）、響南町、小石本村町（一部）、下原町（一部）、高須西二丁目（一番）、波打町、西小石町、原町、東小石町、ひびきの南一丁目（一部）、深町一丁目（一部）及び深町二丁目（一部）		金曜日

	<p>青葉台西一丁目、青葉台西二丁目、青葉台西三丁目、青葉台西四丁目、青葉台西五丁目、青葉台西六丁目、青葉台東一丁目、青葉台東二丁目、青葉台南一丁目、青葉台南二丁目、青葉台南三丁目、赤崎町（一部）、大字蚕住、大字有毛、大字安瀬、大字安屋、大字大鳥居、大字小竹、大字乙丸、上原町（一部）、鴨生田一丁目、鴨生田二丁目、鴨生田三丁目、鴨生田四丁目、大字小石、小石本村町（一部）、小糸町、大字小敷、小敷ひびきの一丁目、小敷ひびきの二丁目、小敷ひびきの三丁目、迫田町、大字塩屋、塩屋一丁目、塩屋二丁目、塩屋三丁目、塩屋四丁目、下原町（一部）、大字高須、高須北一丁目、高須北二丁目、高須北三丁目、高須西一丁目、高須西二丁目（一部）、大字竹並、棚田町、大字頓田、中畑町、大字畠田、畠田三丁目、花野路一丁目、花野路二丁目、花野路三丁目、大字弘川、ひびきの、ひびきの北、ひびきの南一丁目、ひびきの南二丁目、響町一丁目及び宮前町</p>	<p>火曜日及び金曜日</p>	<p>月曜日</p>
	<p>赤岩町、赤島町、今光一丁目、今光二丁目、今光三丁目、栄盛川町（一部）、大池町、大井戸町（一部）、大谷町、片山一丁目、片山二丁目、片山三丁目、上原町（一部）、くきのうみ中央、久岐の浜、新大谷町、大字修多羅、修多羅一丁目、修多羅二丁目、修多羅三丁目、童子丸一丁目、童子丸二丁目、西園町（一部）、西天神町、西畑町、白山一丁目（一部）、白山二丁目、白山三丁目、畠田一丁目、畠田二丁目、畑谷町、東畑町、東二島一丁目、東二島二丁目、東二島三丁目、東二島四丁目、東二島五丁目、深町一丁目（一部）、深町二丁目（一部）、藤ノ木一丁目、藤ノ木二丁目、藤ノ木三丁目、大字二島、二島一丁目、二島二丁目、二島三丁目、二島四丁目、二島五丁目、二島六丁目、古前一丁目、古前二丁目、南二島一丁目、南二島二丁目、南二島四丁目、宮丸一丁目、宮丸二丁目、山手町、山ノ堂町、百合野町、用勺町及び和田町</p>		<p>木曜日</p>
<p>八幡東区</p>	<p>河内一丁目、河内二丁目、河内三丁目及び田代町</p>	<p>月曜日及び木曜日</p>	<p>金曜日</p>
	<p>大字尾倉、尾倉一丁目、尾倉二丁目、尾倉三丁目、神山町、祇園一丁目、祇園二丁目、祇園三丁目、祇園四丁目、祇園原町、清田一丁目（一部）、清田二丁目、清田三丁目、清田四丁目、大字小熊野、山路一丁目（一部）、山路松尾町、昭和三丁目、槻田一丁目、槻田二丁目、天神町、西台良町、西本町一丁目、西本町二丁目、西本町三丁目、西本町四丁目、花尾町、春の町一丁目、春の町二丁目、春の町三丁目、春の町四丁目、春の町五丁目、東台良町、平野三丁目、帆柱一丁目、帆柱二丁目、帆柱三丁目、帆柱四丁目、帆柱五丁目、前田一丁目、前田二丁目、前田三丁目、松尾町、桃園一丁目、桃園二丁目、桃園三丁目</p>	<p>火曜日及び金曜日</p>	<p>月曜日</p>

	<p>及び桃園四丁目</p> <p>荒手一丁目、荒手二丁目、荒生田一丁目、荒生田二丁目、荒生田三丁目、石坪町、猪倉町、祝町一丁目、祝町二丁目、枝光一丁目、枝光二丁目、枝光三丁目、枝光四丁目、枝光五丁目、枝光本町、大字大蔵、大蔵一丁目、大蔵二丁目、大蔵三丁目、大谷一丁目、大谷二丁目、大平町、大宮町、勝山一丁目、勝山二丁目、上本町一丁目、上本町二丁目、川淵町、清田一丁目（一部）景勝町、山路一丁目（一部）、山路二丁目、山王一丁目、山王二丁目、山王三丁目、山王四丁目、昭和一丁目、昭和二丁目、白川町、末広町、諏訪一丁目、諏訪二丁目、高見一丁目、高見二丁目、高見三丁目、高見四丁目、高見五丁目、竹下町、茶屋町、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中尾一丁目、中尾二丁目、中尾三丁目、中畑一丁目、中畑二丁目、西丸山町、羽衣町、八王寺町、東田二丁目、東田三丁目、東鉄町、東丸山町、東山一丁目、東山二丁目、日の出一丁目、日の出二丁目、日の出三丁目、藤見町、宮田町、宮の町一丁目、宮の町二丁目及び豊町</p>		木曜日
八幡西区	<p>相生町、青山一丁目、青山二丁目、青山三丁目、穴生一丁目、穴生二丁目、穴生三丁目、穴生四丁目、大字一瀬、市瀬一丁目、市瀬二丁目、市瀬三丁目、大畑町、岡田町、御開一丁目、御開二丁目、御開三丁目、御開四丁目、御開五丁目、大字上上津役、上上津役一丁目、上上津役二丁目、上上津役三丁目、上上津役四丁目、上上津役五丁目、上上津役六丁目、岸の浦一丁目、岸の浦二丁目、貴船台、京良城町、熊西一丁目、熊西二丁目、皇后崎町、河桃町、紅梅三丁目、紅梅四丁目、小鷺田町、大字小嶺、小嶺二丁目（一部）、小嶺三丁目、幸神一丁目、幸神二丁目、幸神三丁目、幸神四丁目、桜ヶ丘町、陣原一丁目、陣原二丁目、陣原三丁目、陣原四丁目、陣原五丁目、陣山一丁目（一部）、陣山二丁目（一部）、陣山三丁目、瀬板一丁目、瀬板二丁目、清納一丁目、清納二丁目、星和町、鷹の巣一丁目、鷹の巣二丁目、鷹の巣三丁目、竹末一丁目、竹末二丁目、茶壳町、千代ヶ崎一丁目、千代ヶ崎二丁目、千代ヶ崎三丁目、筒井町、鉄王一丁目、鉄王二丁目、鉄竜一丁目、鉄竜二丁目、洞北町、中須一丁目、鳴水町、西王子町、西川頭町、西神原町、西鳴水一丁目、西鳴水二丁目、西曲里町、萩原一丁目、萩原二丁目、萩原三丁目、東王子町、東川頭町、東神原町、東鳴水一丁目、東鳴水二丁目、東鳴水三丁目、東鳴水四丁目、東鳴水五丁目、東曲里町、引野一丁目、引野二丁目、引野三丁目、樋口町、平尾町、別所町、別当町、本城一丁目、本城三丁目、本城四丁目、本城五丁目、本城東一丁目、本城東二丁目、本城東三丁目、本城東四丁目、本城東五丁目、本城東六丁目、町上津役東</p>	月曜日及び木曜日	火曜日

一丁目、町上津役東二丁目、町上津役東三丁目、南王子町、南八千代町、元城町、山寺町、夕原町、力丸町（一部）、割子川一丁目及び割子川二丁目

大字浅川、浅川一丁目、浅川二丁目、浅川学園台一丁目、浅川学園台二丁目、浅川学園台三丁目、浅川学園台四丁目、浅川台一丁目、浅川台二丁目、浅川台三丁目、浅川日の峯一丁目、浅川日の峯二丁目、浅川日の峯三丁目、浅川日の峯四丁目、浅川町、大字穴生、泉ヶ浦一丁目、泉ヶ浦二丁目、泉ヶ浦三丁目、医生ヶ丘、上の原一丁目、上の原二丁目、上の原三丁目、上の原四丁目、大字永犬丸、永犬丸一丁目、永犬丸二丁目、永犬丸三丁目、永犬丸四丁目、永犬丸五丁目、永犬丸西町一丁目、永犬丸西町二丁目、永犬丸西町三丁目、永犬丸西町四丁目、永犬丸東町一丁目、永犬丸東町二丁目、永犬丸東町三丁目、永犬丸南町一丁目、永犬丸南町二丁目、永犬丸南町三丁目、永犬丸南町四丁目、永犬丸南町五丁目、大浦一丁目、大浦二丁目、大浦三丁目、大平一丁目、大平二丁目（一部）、大平台、沖田一丁目、沖田二丁目、沖田三丁目、沖田四丁目、沖田五丁目、折尾一丁目、折尾二丁目、折尾三丁目、折尾四丁目、折尾五丁目、春日台一丁目、春日台二丁目、春日台三丁目、春日台四丁目、春日台五丁目、春日台六丁目、北鷹見町、楠木一丁目、楠木二丁目、光明一丁目、光明二丁目、さつき台一丁目、さつき台二丁目、里中一丁目、里中二丁目、里中三丁目、三ヶ森一丁目、三ヶ森二丁目、三ヶ森三丁目、三ヶ森四丁目、下上津役一丁目、下上津役二丁目、下上津役三丁目、下上津役四丁目、下上津役元町、自由ヶ丘、松寿山一丁目、松寿山二丁目、松寿山三丁目、大膳一丁目、大膳二丁目、鷹見台一丁目、鷹見台二丁目、鷹見台三丁目、鷹見台四丁目、東筑一丁目、東筑二丁目、塔野一丁目、塔野二丁目、塔野三丁目、友田一丁目、友田二丁目、友田三丁目、長崎町、中須二丁目、中の原一丁目、中の原二丁目、中の原三丁目、西折尾町、大字則松、則松一丁目、則松二丁目、則松三丁目、則松四丁目、則松五丁目、則松六丁目、則松七丁目、則松東一丁目、則松東二丁目、東折尾町、日吉台一丁目、日吉台二丁目、日吉台三丁目、藤原一丁目、藤原二丁目、藤原三丁目、藤原四丁目、船越一丁目（一部）、北筑一丁目、北筑二丁目、北筑三丁目、堀川町、大字本城（一部）、本城二丁目、町上津役西一丁目、町上津役西二丁目、町上津役西三丁目（一部）、町上津役西四丁目（一部）、的場町、丸尾町、三ツ頭一丁目、三ツ頭二丁目、光貞台一丁目、光貞台二丁目、光貞台三丁目、南鷹見町、美原町、美吉野町、森下町、八枝一丁目、八枝二丁目、八枝三丁目、八枝四丁目、八枝五丁目、養福寺町、力丸町（一部）、若葉一丁目、若葉二丁目及び若葉三

金曜日

丁目			
	<p>池田一丁目、池田二丁目、池田三丁目、石坂一丁目、石坂二丁目、石坂三丁目、岩崎一丁目、岩崎二丁目、岩崎三丁目、岩崎四丁目、大平二丁目（一部）、大平三丁目、香月中央一丁目、香月中央二丁目、香月中央三丁目、香月中央四丁目、香月中央五丁目、香月西一丁目、香月西二丁目、香月西三丁目、香月西四丁目、上香月一丁目、上香月二丁目、上香月三丁目、上香月四丁目、吉祥寺町、楠北一丁目、楠北二丁目、楠北三丁目、大字楠橋、楠橋上方一丁目、楠橋上方二丁目、楠橋下方一丁目、楠橋下方二丁目、楠橋下方三丁目、楠橋西一丁目、楠橋西二丁目、楠橋西三丁目、楠橋東一丁目、楠橋東二丁目、楠橋南一丁目、楠橋南二丁目、熊手一丁目、熊手二丁目、熊手三丁目、黒崎一丁目、黒崎二丁目、黒崎三丁目、黒崎四丁目、黒崎五丁目、黒崎城石、紅梅一丁目、紅梅二丁目、小嶺一丁目、小嶺二丁目（一部）、小嶺台一丁目、小嶺台二丁目、小嶺台三丁目、小嶺台四丁目、大字木屋瀬、木屋瀬一丁目、木屋瀬二丁目、木屋瀬三丁目、木屋瀬四丁目、木屋瀬五丁目、木屋瀬東一丁目（一部）、下畑町（一部）、白岩町、陣山一丁目（一部）、陣山二丁目（一部）、菅原町、高江一丁目、高江二丁目、高江三丁目、高江四丁目、高江五丁目、田町一丁目、田町二丁目、茶屋の原一丁目、茶屋の原二丁目、茶屋の原三丁目、茶屋の原四丁目、千代一丁目、千代二丁目、千代三丁目、千代四丁目、千代五丁目、築地町、馬場山、馬場山西、馬場山原、馬場山緑、東石坂町、東浜町、藤田一丁目、藤田二丁目、藤田三丁目、藤田四丁目、船越一丁目（一部）、船越二丁目、船越三丁目、舟町、大字本城（一部）、本城学研台一丁目、本城学研台二丁目、本城学研台三丁目、町上津役西三丁目（一部）、町上津役西四丁目（一部）、真名子一丁目、真名子二丁目、棕枝一丁目、棕枝二丁目、屋敷一丁目、屋敷二丁目及び八千代町</p>	火曜日及び金曜日	月曜日
	<p>楠橋南三丁目、木屋瀬東一丁目、木屋瀬東二丁目、木屋瀬東三丁目、木屋瀬東四丁目、大字金剛、金剛一丁目、金剛二丁目、金剛三丁目、金剛四丁目、大字笹田、下畑町（一部）、大字野面、野面一丁目、野面二丁目、大字畑、馬場山東一丁目、馬場山東二丁目、馬場山東三丁目、星ヶ丘一丁目、星ヶ丘二丁目、星ヶ丘三丁目、星ヶ丘四丁目、星ヶ丘五丁目、星ヶ丘六丁目及び星ヶ丘七丁目</p>		木曜日
戸畑区	<p>牧山一丁目、牧山二丁目、牧山三丁目、牧山四丁目、牧山海岸、牧山新町、丸町一丁目、丸町二丁目及び丸町三丁目</p>	月曜日及び木曜日	火曜日
	<p>浅生一丁目、浅生二丁目（一番）、浅生三丁目、沖台一丁目、沖台二丁目、観音寺町、椎ノ木町、正津町、新川町、菅原一丁目、菅原二丁目、菅原三丁目、菅原四丁目、高峰一丁目、高峰</p>		金曜日

二丁目、高峰三丁目、西大谷一丁目、西大谷二丁目、西鞆ヶ谷町、初音町、東大谷一丁目、東大谷二丁目及び東大谷三丁目		
旭町、浅生二丁目（一部）、一枝一丁目、一枝二丁目、一枝三丁目、一枝四丁目、川代一丁目、川代二丁目、北鳥旗町、銀座一丁目、銀座二丁目、小芝一丁目、小芝二丁目、小芝三丁目、金比羅町、幸町、境川一丁目、境川二丁目、沢見一丁目、沢見二丁目、三六町、汐井町、新池一丁目、新池二丁目、新池三丁目、仙水町、千防一丁目、千防二丁目、千防三丁目、土取町、天神一丁目、天神二丁目、天籟寺一丁目、天籟寺二丁目、大字中原、中原西一丁目、中原西二丁目、中原西三丁目、中原東一丁目、中原東二丁目、中原東三丁目、中原東四丁目、中本町、東鞆ヶ谷町、福柳木一丁目、福柳木二丁目、南鳥旗町、明治町、元宮町、夜宮一丁目、夜宮二丁目及び夜宮三丁目	火曜日及び金曜日	木曜日

※かん・びん及びペットボトルの町ごとの収集曜日は、水曜日とする。

北九州市告示第 87 号

北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 5 年北九州市条例第 28 号）第 21 条第 2 項の規定により、北九州市が一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を次のように定め、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物（平成 10 年北九州市告示第 183 号）は、令和 3 年 3 月 31 日限り廃止する。

令和 3 年 3 月 31 日

北九州市長 北 橋 健 治

施設の 種類	種 類	量	備 考
不燃粗 大仮置 場	金属くず	1 月 2 0, 0 0 0 キ ログラ ム以下	1 形状等 一般廃棄物 の処理に支障 がないよう減 量化、安全化
焼却工 場	1 紙くず（建設業に係るもの（ 工作物の新築、改築又は除去に 伴って生じたものに限る。））、 パルプ、紙又は紙加工品の製造 業、新聞業（新聞巻取紙を使用 して印刷発行を行うものに限る 。）、出版業（印刷出版を行う ものに限る。）、製本業及び印 刷物加工業に係るもの並びにポ リ塩化ビフェニルが塗布され、 又は染み込んだものに限る。） 2 木くず（建設業に係るもの（ 工作物の新築、改築又は除去に 伴って生じたものに限る。））、 木材又は木製品の製造業（家具 の製造業を含む。）、パルプ製 造業、輸入木材の卸売業及び物 品賃貸業に係るもの、貨物の流 通のために使用したパレット（	1 月 2 0, 0 0 0 キ ログラ ム以下	、無害化その 他市長が必要 と認める処理 をしたものに 限る。 2 搬入の制限 北九州市が 行う一般廃棄 物の処理に支 障を及ぼすと 市長が認めた 場合は、左の 産業廃棄物の 全部又は一部 について左の 施設への搬入 を制限するこ とができる。 3 搬入の協議

	<p>パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。)に係るもの並びにポリ塩化ビフェニルが染み込んだものに限る。)</p> <p>3 繊維くず（建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。） 、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るもの及びポリ塩化ビフェニルが染み込んだものに限る。)</p> <p>4 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物</p>		<p>一般廃棄物の処理に支障がないことが、あらかじめ、市長との協議により確認されたものであること。</p> <p>4 紙くず及び木くずを資源化する事業所からの残渣</p> <p>資源化処理後の残渣については、可燃物に限り焼却工場で受け入れる。ただし、焼却工場で受入れる量が1月20,000キログラムを超える場合は、市長との協議による。</p>
埋立処分場	<p>1 燃え殻</p> <p>2 汚泥</p> <p>3 廃プラスチック類</p> <p>4 ゴムくず</p> <p>5 金属くず</p> <p>6 ガラスくず及び陶磁器くず</p> <p>7 鉱さい</p> <p>8 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物</p> <p>9 ばいじん</p> <p>10 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第2条第13号に規定する廃棄物</p>	—	

北九州市告示第 88 号

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和 47 年北九州市条例第 4 号）第 6 条第 3 項の規定により、平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの北九州市立ふれあいむら社ノ木デイサービスセンターの利用料金の額を承認したので、北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 47 年北九州市規則第 27 号）第 5 条の規定により、次のとおり告示する。

令和 3 年 3 月 31 日

北九州市長 北 橋 健 治

施設の種類	施設名	金額
老人福祉施設	北九州市立ふれあいむら社ノ木デイサービスセンター	介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 4 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）第 96 条第 3 項各号に掲げる費用の額として実費を勘案して市長が定める額並びに介護保険法施行規則（平成 11 年厚生労働省令第 36 号）第 140 条の 63 の 2 第 1 項第 1 号イ及び同項第 3 号イに規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定する費用の額並びに法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ロに規定する第 1 号通所事業の実施において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用の額として実費を勘案して市長が定める額

北九州市公告第204号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年3月31日

北九州市長 北橋健治

1 工事概要	工事名	戸畑枝光線（牧山枝光間）道路改良工事（2-6）	
	工事場所	北九州市八幡東区大字枝光地内	
	工事内容	工事延長 200メートル ほか	
	工期	請負契約締結の日から令和4年3月15日まで	
	予定価格	3億8万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）	
	総合評価落札方式	適用する。	
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	共同企業体の結成基準	構成員の数	構成員の数は2社とする。なお、構成員は、この工事について結成された他の共同企業体の構成員でないこと。
		出資比率	各構成員の出資比率が100分の30以上であること。
	共同企業体の構成員の資格	登録	建設工事に資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
		登録工種	土木工事（希望順位を問わない。）
		等級（注2）	A
		許可	土木工事業について特定建設業の許可を受けていること。
		所在地	本店又は主たる営業所（注3）が北九州市内にあること。
		実績	平成27年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（軽微な工事（注4）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りとしたものを含む。）又は契約の実績があること。
	手持工事等	<p>(1) 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、本市が令和元年度又は令和2年度に発注した予定価格（注5）2億円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 北九州市技術監理局契約部が優良業者認定基準に基づき認定した土木工事の優良業者であるとき。</p> <p>イ 工事の施工の一時中止（注6）に係る通知を受けている場合において、当該工事中止期間中であるとき。</p> <p>ウ 当該施工中の工事について、賃金又は物価等の変動に基づく契約金額の変更（注7）を協議（注8）するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。</p> <p>(2) 本市が発注した予定価格2億円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）で令和3年3月29日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。</p>	
		その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
	代表構成員の条件	指数	令和元・2年度北九州市建設工事入札参加資格審査申請の際に提出した経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の「建設工事の種類」「土木一式」の「総合評定値（P）」が構成員中最大であること。
出資比率		出資比率が構成員中最大であること。	
技術者		この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）を専任で配置することができること。	
代表構成員以外の構成員の条件	技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）又は主任技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を専任で配置することができること。	
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課	
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注9）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで	
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	(1) この公告の日から令和3年4月12日まで（注9）の毎日午前9時から午後4時30分まで		
	(2) 令和3年4月13日 午前9時から正午まで		
5 入札書の受付期間	(1) 令和3年4月22日及び同月23日 午前9時から午後7時まで		
	(2) 令和3年4月26日 午前9時から午後4時30分まで		
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課	
	日時	令和3年5月18日 午前9時	

7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設けない。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 (3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	
9 その他	(1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 (2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。 (3) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。	
注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。		
注2 建設工事事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。		
注3 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。		
注4 北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。		
注5 合併入札を行った工事については、合併入札時の予定価格をいう。		
注6 北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第20条）に規定する工事の施工の一時中止をいう。		
注7 北九州市工事請負契約約款第26条第5項及び第6項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項）に規定する契約金額の変更をいう。		
注8 北九州市工事請負契約約款第26条第7項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第7項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第7項）に規定する協議をいう。		
注9 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。		

北九州市公告第205号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

1 工事概要	工事名	恒見朽網線（大野川）橋梁下部工工事（2-4）
	工事場所	北九州市小倉南区曾根新田北六丁目
	工事内容	橋台 1基 ほか
	工期	請負契約締結の日から令和4年3月31日まで
	予定価格	1億5,269万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用する。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	その他	この工事は、ICT活用工事の試行対象工事である。詳細については、「ICT活用試行工事特記仕様書」を確認すること。
	登録	建設工事有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	土木工事（希望順位が第1順位であること。）
	等級（注2）	A
	許可	土木工事業について特定建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所（注3）が北九州市内にあること。
	実績	平成27年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（軽微な工事（注4）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りと認めたものも含む。）又は契約の実績があること。
	手持工事等	（1）競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、本市が発注した予定価格（注5）6,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 北九州市技術監理局契約部が優良業者認定基準に基づき認定した土木工事の優良業者であるとき。 イ 工事の施工の一時中止（注6）に係る通知を受けている場合において、当該工事中止期間中であるとき。 ウ 当該施工中の工事について、賃金又は物価等の変動に基づく契約金額の変更（注7）を協議（注8）するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。 （2）本市が発注した予定価格6,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）で令和3年3月29日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。
	技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。）にある者に限る。）を専任で配置することができること。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注9）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	（1）この公告の日から令和3年4月5日まで（注9）の毎日午前9時から午後4時30分まで （2）令和3年4月6日 午前9時から正午まで	
5 入札書の受付期間	（1）令和3年4月15日及び同月16日 午前9時から午後7時まで （2）令和3年4月19日 午前9時から午後4時30分まで	
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	日時	令和3年5月18日 午前9時10分
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設けない。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。	
	（1）この公告に示した競争参加資格のない者のした入札	
	（2）競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札	
	（3）契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札	
	（4）北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	
（1）この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。		
（2）入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登		

9 その他	録を完了していない者は、この入札に参加することができない。 (3) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。
注1	北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。
注2	建設工事に有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。
注3	建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。
注4	北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。
注5	合併入札を行った工事については、合併入札時の予定価格をいう。
注6	北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第20条）に規定する工事の施工の一時中止をいう。
注7	北九州市工事請負契約約款第26条第5項及び第6項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項）に規定する契約金額の変更をいう。
注8	北九州市工事請負契約約款第26条第7項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第7項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第7項）に規定する協議をいう。
注9	この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。

北九州市公告第206号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

1 工事概要	工事名	砂津長浜線道路改築工事（2-7）
	工事場所	北九州市小倉北区砂津三丁目ほか
	工事内容	土工 一式 ほか
	工期	請負契約締結の日から令和3年11月15日まで
	予定価格	1億947万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用しない。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	土木工事（希望順位が第1順位であること。）
	等級（注2）	A
	許可	土木工事業について特定建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所（注3）が北九州市内にあること。
	実績	平成27年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（軽微な工事（注4）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りとした認められたものも含む。）又は契約の実績があること。
手持工事等		（1） 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、本市が令和元年度又は令和2年度に発注した予定価格（注5）6,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 北九州市技術監理局契約部が優良業者認定基準に基づき認定した土木工事の優良業者であるとき。 イ 工事の施工の一時中止（注6）に係る通知を受けている場合において、当該工事中止期間中であるとき。 ウ 当該施工中の工事について、賃金又は物価等の変動に基づく契約金額の変更（注7）を協議（注8）するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。 （2） 本市が発注した予定価格6,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）で令和3年3月29日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。
	技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。）にある者に限る。）を専任で配置することができること。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注9）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間		（1） この公告の日から令和3年4月5日まで（注9）の毎日午前9時から午後4時30分まで （2） 令和3年4月6日 午前9時から正午まで
5 入札書の受付期間		（1） 令和3年4月15日及び同月16日 午前9時から午後7時まで （2） 令和3年4月19日 午前9時から午後4時30分まで
	6 開札の場所及び日時	場所 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課 日時 令和3年4月20日 午前9時5分
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効		次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 （1） この公告に示した競争参加資格のない者のした入札 （2） 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 （3） 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 （4） 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札
9 その他		（1） この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 （2） 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。 （3） この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）

)とする。

- 注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。
- 注2 建設工事事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。
- 注3 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。
- 注4 北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。
- 注5 合併入札を行った工事については、合併入札時の予定価格をいう。
- 注6 北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第20条）に規定する工事の施工の一時中止をいう。
- 注7 北九州市工事請負契約約款第26条第5項及び第6項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項）に規定する契約金額の変更をいう。
- 注8 北九州市工事請負契約約款第26条第7項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第7項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第7項）に規定する協議をいう。
- 注9 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。

北九州市公告第207号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

1 工事概要	工事名	恒見朽網線（曾根新田工区）管渠築造工事（2-3）
	工事場所	北九州市小倉南区曾根新田北七丁目
	工事内容	水路工 71.62メートル ほか
	工期	請負契約締結の日から令和4年3月31日まで
	予定価格	9,812万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用しない。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	その他	この工事は、ICT活用工事の試行対象工事である。詳細については、「ICT活用試行工事特記仕様書」を確認すること。
	登録	建設工事有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	土木工事（希望順位が第1順位であること。）
	等級（注2）	A
	許可	土木工事業について特定建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所（注3）が北九州市内にあること。
	実績	平成27年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（軽微な工事（注4）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りと認めたものも含む。）又は契約の実績があること。
	手持工事等	（1） 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、本市が令和元年度又は令和2年度に発注した予定価格（注5）6,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 北九州市技術監理局契約部が優良業者認定基準に基づき認定した土木工事の優良業者であるとき。 イ 工事の施工の一時中止（注6）に係る通知を受けている場合において、当該工事中止期間中であるとき。 ウ 当該施工中の工事について、賃金又は物価等の変動に基づく契約金額の変更（注7）を協議（注8）するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。 （2） 本市が発注した予定価格6,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）で令和3年3月29日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。
	技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。）にある者に限る。）を専任で配置することができること。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注9）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	（1） この公告の日から令和3年4月5日まで（注9）の毎日午前9時から午後4時30分まで	
	（2） 令和3年4月6日 午前9時から正午まで	
5 入札書の受付期間	（1） 令和3年4月15日及び同月16日 午前9時から午後7時まで	
	（2） 令和3年4月19日 午前9時から午後4時30分まで	
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	日時	令和3年4月20日 午前9時10分
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。	
	（1） この公告に示した競争参加資格のない者のした入札	
	（2） 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札	
	（3） 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札	
	（4） 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	
	（1） この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。	
	（2） 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登	

9 その他	録を完了していない者は、この入札に参加することができない。 (3) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。
注1	北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。
注2	建設工事に有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。
注3	建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。
注4	北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。
注5	合併入札を行った工事については、合併入札時の予定価格をいう。
注6	北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第20条）に規定する工事の施工の一時中止をいう。
注7	北九州市工事請負契約約款第26条第5項及び第6項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項）に規定する契約金額の変更をいう。
注8	北九州市工事請負契約約款第26条第7項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第7項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第7項）に規定する協議をいう。
注9	この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。

北九州市公告第208号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年3月31日

北九州市長 北橋健治

1 工事概要	工事名	都市モノレール小倉線競馬場前停留場補修工事
	工事場所	北九州市小倉南区北方四丁目
	工事内容	都市モノレール小倉線の停留場補修工事
	工期	請負契約締結の日から令和4年2月14日まで
	予定価格	1億6,087万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用する。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	建築工事（希望順位が第1順位であること。）
	等級（注2）	A
	許可	建築工事業について特定建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所（注3）が北九州市内にあること。
	実績	平成27年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の建築工事（軽微な工事（注4）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りと認めたものを含む。）又は契約の実績があること。
3 契約条項を示す場所及び期間	手持工事等	本市が発注した予定価格6,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の建築工事で令和3年3月29日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。
	技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。）にある者に限る。）を専任で配置することができること。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
	場所	北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	期間	この公告の日から本件開札日まで（注5）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
		(1) この公告の日から令和3年4月5日まで（注5）の毎日午前9時から午後4時30分まで (2) 令和3年4月6日 午前9時から正午まで
5 入札書の受付期間		(1) 令和3年4月15日及び同月16日 午前9時から午後7時まで (2) 令和3年4月19日 午前9時から午後4時30分まで
	6 開札の場所及び日時	場所 北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課 日時 令和3年5月12日 午前9時
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設けない。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効		次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 (3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札
	9 その他	(1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 (2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。 (3) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。
注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。		
注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。		
注3 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。		
注4 北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。		
注5 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。		

北九州市公告第209号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年3月31日

北九州市長 北橋健治

1 工事概要	工事名	一般国道322号第二金辺トンネル照明施設更新工事（2-1）
	工事場所	北九州市小倉南区大字呼野ほか
	工事内容	トンネル照明施設の更新工事
	工期	請負契約締結の日から令和4年1月31日まで
	予定価格	2,532万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用しない。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事業有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	電気工事（希望順位が第1順位であること。）
	等級（注2）	A又はB
	許可	電気工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所（注3）が北九州市門司区内、小倉北区内又は小倉南区内にあること。
	実績	平成27年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の電気工事（信号機若しくは電気計装設備に係る工事又は軽微な工事（注4）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りとして認めたものを含む。）又は契約の実績があること。
	手持工事等	（1） 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、Aランク業者については予定価格1,200万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の、Bランク業者については予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の本市が発注した電気工事（信号機若しくは電気計装設備に係る工事又は軽微な工事（注4）を除く。）を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 北九州市技術監理局契約部が優良業者認定基準に基づき認定した電気工事の優良業者であるとき。 イ 工事の施工の一時中止（注5）に係る通知を受けている場合において、当該工事中止期間中であるとき。 ウ 当該施工中の工事について、賃金又は物価等の変動に基づく契約金額の変更（注6）を協議（注7）するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。 （2） Aランク業者については予定価格1,200万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の、Bランク業者については予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の本市が発注した電気工事（信号機若しくは電気計装設備に係る工事又は軽微な工事（注4）を除く。）で令和3年3月29日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。
	技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）又は主任技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置することができること。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
	3 契約条項を示す場所及び期間	場所 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課 期間 この公告の日から本件開札日まで（注8）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	（1） この公告の日から令和3年4月5日まで（注8）の毎日午前9時から午後4時30分まで （2） 令和3年4月6日 午前9時から正午まで	
5 入札書の受付期間	（1） 令和3年4月15日及び同月16日 午前9時から午後7時まで （2） 令和3年4月19日 午前9時から午後4時30分まで	
6 開札の場所及び日時	場所 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課 日時 令和3年4月20日 午前9時	
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。		

8 入札の無効	<ul style="list-style-type: none"> (1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 (3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札
9 その他	<ul style="list-style-type: none"> (1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 (2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。 (3) この工事は、現場代理人の兼任を認める要件に該当すれば、他の工事と重複して現場代理人となることのできる工事である。兼任を認める要件については、北九州市技術監理局契約部ホームページに掲載した「現場代理人の常駐義務緩和に関する取扱要領」を参照すること。 (4) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。
<p>注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。</p> <p>注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。</p> <p>注3 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。</p> <p>注4 北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。</p> <p>注5 北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第20条）に規定する工事の施工の一時中止をいう。</p> <p>注6 北九州市工事請負契約約款第26条第5項及び第6項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項）に規定する契約金額の変更をいう。</p> <p>注7 北九州市工事請負契約約款第26条第7項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第7項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第7項）に規定する協議をいう。</p> <p>注8 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。</p>	

北九州市公告第210号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年3月31日

北九州市長 北橋健治

1 工事概要	工事名	清水市民センター他1箇所空調熱源設備改修工事
	工事場所	北九州市小倉北区弁天町6番5号ほか
	工事内容	市民センターの空調熱源設備改修工事
	工期	請負契約締結の日から令和3年8月26日まで
	予定価格	2,167万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用しない。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	管工事（希望順位が第1順位であること。）
	等級（注2）	A又はB
	許可	管工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所（注3）が北九州市内にあること。
	実績	平成27年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の管工事（都市ガス若しくはLPガスに係る工事又は軽微な工事（注4）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りと認めたものを含む。）又は契約の実績があること。
手持工事等	手持工事等	Aランク業者については予定価格1,200万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の、Bランク業者については予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の本市が発注した管工事（都市ガス若しくはLPガスに係る工事又は軽微な工事（注4）を除く。）で令和3年3月29日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。
	技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）又は主任技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置することができること。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注5）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間		（1）この公告の日から令和3年4月5日まで（注5）の毎日午前9時から午後4時30分まで （2）令和3年4月6日 午前9時から正午まで
5 入札書の受付期間		（1）令和3年4月15日及び同月16日 午前9時から午後7時まで （2）令和3年4月19日 午前9時から午後4時30分まで
6 開札の場所及び日時	場所 日時	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課 令和3年4月20日 午前9時8分
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効		次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 （1）この公告に示した競争参加資格のない者のした入札 （2）競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 （3）契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 （4）北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札
9 その他		（1）この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 （2）入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。 （3）この工事は、現場代理人の兼任を認める要件に該当すれば、他の工事と重複して現場代理人となることのできる工事である。兼任を認める要件については、北九州市技術監理局契約部ホームページに掲載した「現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領」を参照すること。 （4）この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。

注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に

規定する有資格業者名簿をいう。

注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。

注3 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。

注4 北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。

注5 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。

北九州市公告第 2 1 1 号

都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和 3 1 年法律第 7 9 号）第 2 条の 2 の規定により、次のとおり公告する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 供用を開始する都市公園の名称、位置及び区域

公園番号	名 称	位 置	区 域
4 8 0 6	北九州市立曾根臨 海公園	北九州市小倉南区 大字曾根	北九州市小倉南区 大字曾根の一部

2 供用開始の期日

令和 3 年 3 月 3 1 日

なお、供用開始に係る区域を示す図面を、北九州市建設局公園緑地部公園管理課においてこの公告の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

北九州市公告第 2 1 2 号

都市公園の区域を変更するので、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和 4 7 年北九州市条例第 7 号）第 1 4 条の 2 の規定により、次のとおり公告する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 区域を変更する都市公園の名称、位置及び変更に係る区域

公園番号	名 称	位 置	区 域
3 0 0 4	北九州市立和布刈公園	北九州市門司区大字門司、旧門司二丁目 5 番及び大久保一丁目 1 5 番	北九州市門司区大字門司の一部
3 0 4 8	北九州市立高炉台公園	北九州市八幡東区中央三丁目 9 番	北九州市八幡東区中央三丁目 9 番の一部
3 2 2 0	北九州市立荒生田一丁目西公園	北九州市八幡東区荒生田一丁目 2 番	北九州市八幡東区荒生田一丁目 2 番の一部
3 7 5 0	北九州市立香月北公園	北九州市八幡西区香月中央一丁目 2 番	北九州市八幡西区香月中央一丁目 2 番の一部
3 2 3 9	北九州市立仙水公園	北九州市戸畑区中原西三丁目 2 番	北九州市戸畑区中原西三丁目 2 番の一部
3 0 6 4	北九州市立美祿公園	北九州市戸畑区新池二丁目 1 番	北九州市戸畑区新池二丁目 1 番の一部
3 1 5 8	北九州市立夜宮公園	北九州市戸畑区一枝一丁目 3 番及び 4 番、夜宮一丁目 1 番及び 2 番並びに夜宮二丁目 1 番	北九州市戸畑区一枝一丁目 4 番の一部

2 変更の期日

令和 3 年 3 月 3 1 日

なお、変更に係る区域を示す図面を、北九州市建設局公園緑地部公園管理課においてこの公告の日から２週間一般の縦覧に供する。

北九州市訓令第4号

庁中一般

北九州市高度情報化調整会議に関する規程及び北九州市情報セキュリティに関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市高度情報化調整会議に関する規程及び北九州市情報セキュリティに関する規程の一部を改正する訓令

(北九州市高度情報化調整会議に関する規程の一部改正)

第1条 北九州市高度情報化調整会議に関する規程(昭和56年北九州市訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「総務局長」を「デジタル政策監」に改める。

第6条中「総務局情報政策部」を「デジタル市役所推進室デジタル市役所推進課」に改める。

別表の委員長の項中「総務局」を「デジタル市役所推進室」に改め、同表の副委員長の項中「総務局長」を「デジタル政策監」に改め、同表の委員の項中「財政局長」を「総務局長、財政局長、デジタル市役所推進室長、デジタル市役所推進室情報システム担当部長、総務局行政経営部長」に改め、「総務局行政経営部長、総務局情報政策部長」を削り、同表の幹事の項中「総務局人事部人事課長」を「デジタル市役所推進室デジタル市役所推進課長、デジタル市役所推進室行政サービス改革担当課長、デジタル市役所推進室業務改革・高度化担当課長、デジタル市役所推進室情報システム担当課長」に、「総務局情報政策部情報政策課長、総務局情報政策部情報システム担当課長」を「総務局人事部人事課長」に改める。

(北九州市情報セキュリティに関する規程の一部改正)

第2条 北九州市情報セキュリティに関する規程(平成18年北九州市訓令第13号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「総務局長」を「デジタル政策監」に改める。

第6条第1項中「総務局情報政策部長」を「デジタル市役所推進室長」に改める。

付 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

北九州市訓令第5号

庁中一般

令和2年国勢調査北九州市実施本部設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和3年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

令和2年国勢調査北九州市実施本部設置規程を廃止する訓令

令和2年国勢調査北九州市実施本部設置規程（令和2年北九州市訓令第6号）は、廃止する。

付 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

北九州市消防局訓令第3号

庁中一般

北九州市消防局情報セキュリティに関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月31日

北九州市消防長 月 成 幸 治

北九州市消防局情報セキュリティに関する規程の一部を改正する
訓令

北九州市消防局情報セキュリティに関する規程（平成19年北九州市消防局訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第11条各号列記以外の部分及び第16条第3項中「総務局長」を「デジタル政策監」に改める。

付 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

北九州市消防局訓令第4号

庁中一般

北九州市消防署組織規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月31日

北九州市消防長 月 成 幸 治

北九州市消防署組織規程等の一部を改正する訓令

(北九州市消防署組織規程の一部改正)

第1条 北九州市消防署組織規程(昭和61年北九州市消防局訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第2条 予防課の項中「予防指導係(小倉北消防署及び八幡西消防署を除く。)」及び「(小倉北消防署及び八幡西消防署に限る。)」を削る。

第3条 予防課 予防指導係(小倉北消防署及び八幡西消防署を除く。)の項を削り、同条 予防課 予防係(小倉北消防署及び八幡西消防署に限る。)の項及び同条 予防課 指導係(小倉北消防署及び八幡西消防署に限る。)の項中「(小倉北消防署及び八幡西消防署に限る。)」を削る。

別表中

北九州市若松消防署島郷分署	北九州市若松区鴨生田二丁目3番1号	を
北九州市若松消防署ひびきの分署	北九州市若松区ひびきの北9番5号	
北九州市若松消防署藤ノ木分署	北九州市若松区赤島町11番19号	

北九州市若松消防署石峯分署	北九州市若松区用勺町2番34号	に
北九州市若松消防署ひびきの分署	北九州市若松区ひびきの北9番5号	

改める。

(消防職員懲戒及び分限審査委員会規程の一部改正)

第2条 消防職員懲戒及び分限審査委員会規程(昭和38年北九州市消防局訓令第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「警防部長」の次に「、救急部長」を加える。

(北九州市警防規程の一部改正)

第3条 北九州市警防規程(昭和55年北九州市消防局訓令第4号)の一部を

次のように改正する。

第3条第2項中「警防部長」の次に「、救急部長」を加える。

第6条第1項各号列記以外の部分中「班員を」の次に「次のように」を加え、同項第1号中「警防部長」の次に「、救急部長」を加え、同項第4号中「警防部消防団・市民防災課長、救急課長及び消防航空隊長」を「警防部消防団課長及び消防航空隊長並びに救急部救急課長」に改め、同項第5号中「警防部指令課長」を「救急部指令課長」に、「警防部指令課指令第一係長」を「救急部指令課指令第一係長」に改め、同項第6号中「警防部指令課指令第一係長」を「救急部指令課指令第一係長」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「方面大隊長を」の次に「次のように」を加え、同条第3項各号列記以外の部分中「隊員を」の次に「次のように」を加える。

第8条第1項ただし書中「（以下「警防副本部長」という。）」を削り、同条第4項中「署予防課予防指導係長（小倉北消防署及び八幡西消防署にあっては予防課予防係長）」を「署予防課予防係長」に改める。

第10条第1項ただし書中「消防分署（以下「分署」という。）」を「機動指揮支援隊」に改め、「小倉北消防署」の次に「及び小倉南消防署」を加え、「及び方面指揮隊」を「並びに消防分署（以下「分署」という。）の警防小隊」に改める。

第11条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 機動指揮支援隊 指揮車又は警防活動に必要な装備をした車両を運用し、担当方面における現場の被災状況の把握及び安全管理を行い、指揮責任者の指揮活動を支援することを主たる任務とする。その編成等については、別に定める。

第19条第3項中「前項の」の次に「規定による」を、「ときは」の次に「、救急部長と協議の上」を加え、同条第4項中「警防部長」を「救急部長」に、「出向調整」を「、出向調整」に改める。

第24条第1項中「警防副本部長と」を「救急部長たる副本部長（以下「救急副本部長」という。）と」に、「警防副本部長に」を「救急副本部長に」に改め、同条第2項中「警防副本部長」を「救急副本部長」に改める。

第25条及び第26条第2項中「警防副本部長」を「救急副本部長」に改める。

第28条第1項中「警防副本部長」を「救急副本部長」に、「うえ消防」を「上、消防」に改め、同条第2項中「警防副本部長」を「救急副本部長」に、「基づき」を「より」に、「及び出動」を「、出動」に改める。

第 3 3 条第 3 項中「警防副本部長」を「救急副本部長」に改める。

第 3 4 条中「警防副本部長」を「救急副本部長」に、「又は」を「、又は」に、「により小隊」を「があつたときは、小隊」に改める。

第 3 5 条第 1 項本文中「又は」を「、又は」に、「警防副本部長」を「救急副本部長」に改め、同項ただし書中「その他」を「、その他」に、「警防副本部長」を「救急副本部長」に改め、同条第 3 項及び第 4 項中「警防副本部長」を「救急副本部長」に改める。

第 3 8 条第 1 項中「警防副本部長」を「救急副本部長」に改め、同条第 3 項中「は、交通渋滞」を「が、交通渋滞」に、「警防副本部長は大隊長」を「救急副本部長は、大隊長」に改める。

第 4 5 条各号列記以外の部分及び第 4 7 条第 1 項中「警防副本部長」を「救急副本部長」に改める。

第 5 6 条中「警防副本部長」を「救急副本部長」に、「又は風雨」を「、風雨」に改める。

第 6 4 条本文中「警防部長」を「救急部長」に改める。

別表第 1 の警防本部の警防班の項中

「消防団・市民防災課 消防団課
救急課 を 消防航空隊 に改める。
消防航空隊 救急課 」

別表第 2 中

情報班	予防課 予防指導係 (小倉北消防署及び八幡西消防署を除く。)	(1) 消防対象物の情報に関する こと。 (2) 災害情報の収集、整理及び 関係機関への連絡に関する こと。 (3) 付近住民の避難誘導及び現 場広報に関する こと。 (4) 自衛消防組織との連携調整 に関する こと。 (5) 区の危機管理の調整に 関する こと。 (6) その他必要な事項	を
	予防課 予防係 (小倉北消防署及び八幡西消防署に限る。)	(1) 付近住民の避難誘導及び現 場広報に関する こと。 (2) 自衛消防組織との連携調整 に関する こと。 (3) 区の危機管理の調整に 関する こと。 (4) その他必要な事項	

情報班	予防課 予防係	(1) 付近住民の避難誘導及び現場広報に関すること。 (2) 自衛消防組織との連携調整に関すること。 (3) 区の危機管理の調整に関すること。 (4) その他必要な事項
-----	------------	---

に、

予防課
指導係
(小倉北消防署及び八幡西消防署に限る。)

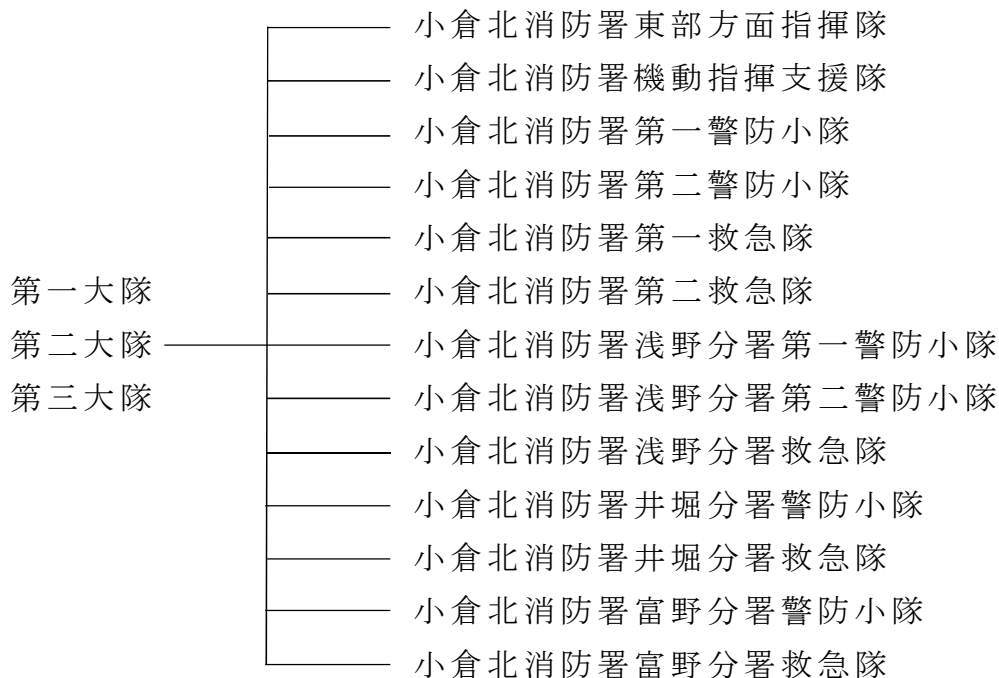
を

予防課
指導係

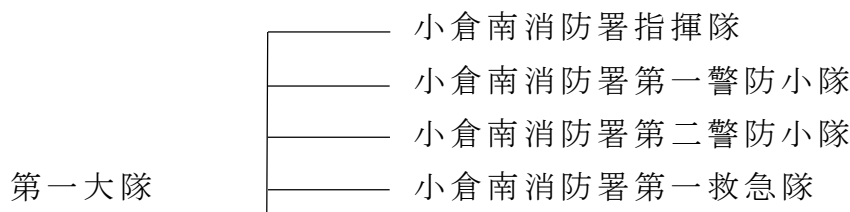
に改める。

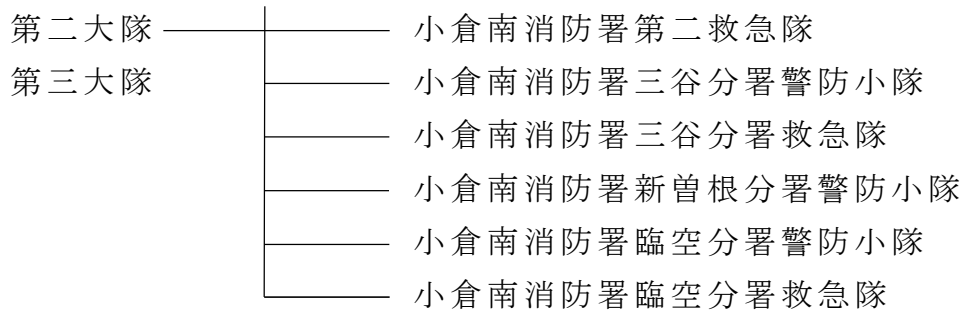
別表第3の2 小倉北消防署警防部隊大隊の編成の項から4 若松消防署警防部隊大隊の編成の項までを次のように改める。

2 小倉北消防署警防部隊大隊の編成

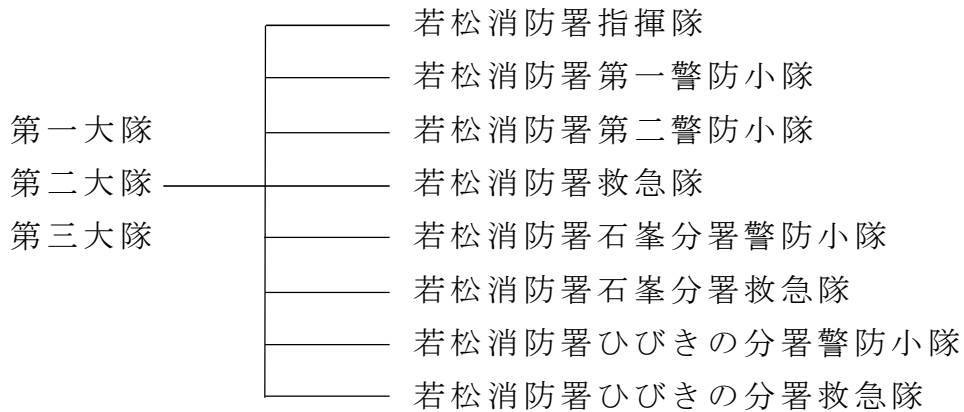


3 小倉南消防署警防部隊大隊の編成



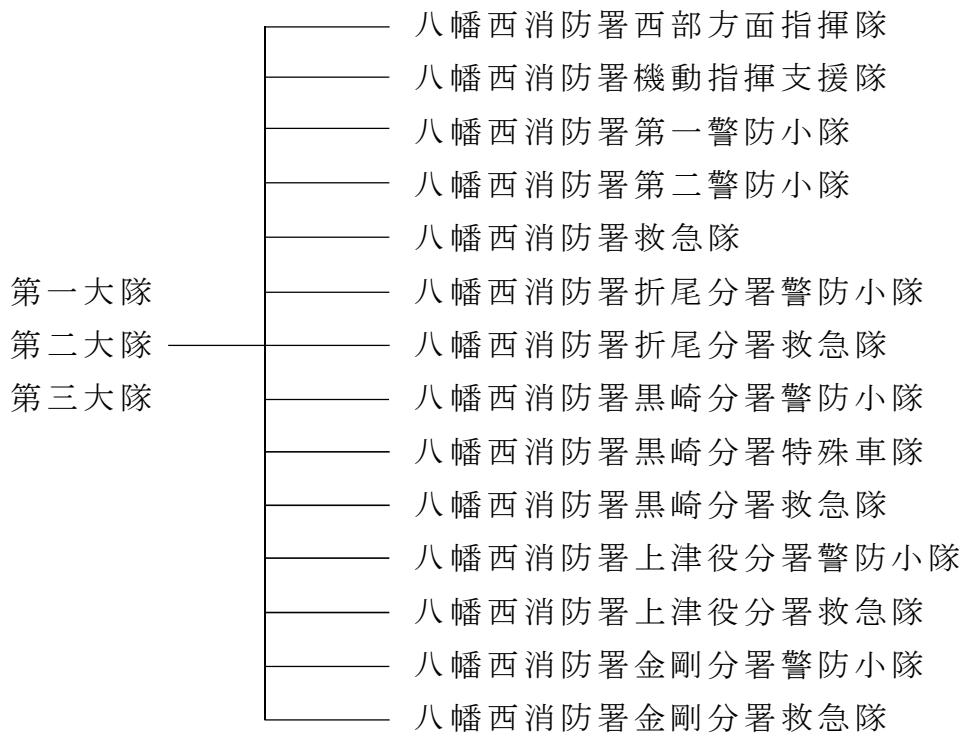


4 若松消防署警防部隊大隊の編成



別表第3の6 八幡西消防署警防部隊大隊の編成の項を次のように改める

6 八幡西消防署警防部隊大隊の編成



(北九州市救急業務規程の一部改正)

第4条 北九州市救急業務規程(平成元年北九州市消防局訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「警防部長」を「救急部長」に改め、同条第4項中「警防部長」の次に「、救急部長」を加える。

第12条中「警防部指令課長」を「救急部指令課長」に改める。

第20条第1項中「警防部長」の次に「、救急部長」を加え、同条第2項中「警防部長」の次に「、救急部長」を、「前項の」の次に「規定による」を加える。

第21条第2項中「警防部長」の次に「、救急部長」を加え、同条第3項中「警防部長」の次に「、救急部長」を、「前項の」の次に「規定による」を加える。

第29条第1項中「警防部長若しくは」を「救急部長若しくは」に改め、同条第2項中「前項の」の次に「規定による」を、「警防部長」の次に「、救急部長」を加える。

第30条各号列記以外の部分、第32条第1項各号列記以外の部分及び第2項、第33条並びに第35条各号列記以外の部分中「警防部長」の次に「、救急部長」を加える。

別表中

「

警防部	消防航空隊
	高度救急隊

を

」

「

警防部	消防航空隊
救急部	高度救急隊

に

」

改め、同表の小倉南消防署の項中

「

小倉南救急隊

を

」

「

小倉南第一救急隊
小倉南第二救急隊

に

」

改め、同表の若松消防署の項中

「

島郷救急隊

を

」

「

石峯救急隊

に

」

改める。

付 則

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市上下水道局公告第39号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年3月31日

北九州市上下水道局長 中西満信

1 工事概要	工事名	新門司北一丁目地内（その1）管渠築造工事
	工事場所	北九州市門司区新門司北一丁目
	工事内容	管渠工（小口推進）レジンコンクリート管 300ミリメートル 200メートル ほか
	工期	請負契約締結の日から230日間
	予定価格	1億1,153万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用しない。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	土木工事（希望順位を問わない。）
	等級（注2）	A
	許可	土木工事業について特定建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所（注3）が北九州市内にあること。
	実績	平成27年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（軽微な工事（注4）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りと認めたものも含む。）又は契約の実績があること。
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注9）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	(1)	この公告の日から令和3年4月5日まで（注9）の毎日午前9時から午後4時30分まで
	(2)	令和3年4月6日 午前9時から正午まで
5 入札書の受付期間	(1)	令和3年4月15日及び同月16日 午前9時から午後7時まで
	(2)	令和3年4月19日 午前9時から午後4時30分まで
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	日時	令和3年4月20日 午前9時
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 (3) 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	

9 その他	<p>(1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。</p> <p>(2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。</p> <p>(3) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。</p>
<p>注1 北九州市上下水道局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市水道局管理規程第8号）第2条において準用する北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。</p> <p>注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。</p> <p>注3 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。</p> <p>注4 北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。</p> <p>注5 合併入札を行った工事については、合併入札時の予定価格をいう。</p> <p>注6 北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第20条）に規定する工事の施工の一時中止をいう。</p> <p>注7 北九州市工事請負契約約款第26条第5項及び第6項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項）に規定する契約金額の変更をいう。</p> <p>注8 北九州市工事請負契約約款第26条第7項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第7項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第7項）に規定する協議をいう。</p> <p>注9 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。</p>	

北九州市上下水道局公告第40号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年3月31日

北九州市上下水道局長 中西満信

1 工事概要	工事名	西台良町地内雨水合流改善管渠築造工事
	工事場所	北九州市八幡東区西台良町
	工事内容	管渠工（開削）自由勾配側溝 幅300ミリメートル 167.4メートル ほか
	工期	請負契約締結の日から200日間
	予定価格	2,841万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	総合評価落札方式	適用しない。
	登録	建設工事有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	土木工事（希望順位が第1順位であること。）
	等級（注2）	B
	許可	土木工業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所（注3）が北九州市若松区内、八幡東区内、八幡西区内又は戸畑区内にあること。
	実績	平成27年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（軽微な工事（注4）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りと認めたものも含む。）又は契約の実績があること。
	手持工事等	（1） 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、本市が令和元年度又は令和2年度に発注した予定価格（注5）2,500万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 北九州市技術監理局契約部が優良業者認定基準に基づき認定した土木工事の優良業者であるとき。 イ 工事の施工の一時中止（注6）に係る通知を受けている場合において、当該工事中止期間中であるとき。 ウ 当該施工中の工事について、賃金又は物価等の変動に基づく契約金額の変更（注7）を協議（注8）するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。 （2） 本市が発注した予定価格1,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）で令和3年3月29日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。
	技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）又は主任技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置することができること。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注9）の毎日午前9時から午後11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	（1） この公告の日から令和3年4月5日まで（注9）の毎日午前9時から午後4時30分まで （2） 令和3年4月6日 午前9時から正午まで	
5 入札書の受付期間	（1） 令和3年4月15日及び同月16日 午前9時から午後7時まで （2） 令和3年4月19日 午前9時から午後4時30分まで	
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	日時	令和3年4月20日 午前9時15分
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
8 入札の無効	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 （1） この公告に示した競争参加資格のない者のした入札 （2） 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 （3） 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札	

	(4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札
9 その他	(1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 (2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。 (3) この工事は、現場代理人の兼任を認める要件に該当すれば、他の工事と重複して現場代理人となることができる工事である。兼任を認める要件については、北九州市技術監理局契約部ホームページに掲載した「現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領」を参照すること。 (4) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。
注1	北九州市上下水道局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市水道局管理規程第8号）第2条において準用する北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。
注2	建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。
注3	建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。
注4	北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。
注5	合併入札を行った工事については、合併入札時の予定価格をいう。
注6	北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第20条）に規定する工事の施工の一時中止をいう。
注7	北九州市工事請負契約約款第26条第5項及び第6項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項）に規定する契約金額の変更をいう。
注8	北九州市工事請負契約約款第26条第7項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第7項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第7項）に規定する協議をいう。
注9	この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。

北九州市上下水道局公告第41号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年3月31日

北九州市上下水道局長 中西満信

1 工事概要	工事名	本城浄水場～穴生浄水場φ1200導水管布設替工事（1工区）
	工事場所	北九州市八幡西区穴生一丁目地内
	工事内容	鋼管布設工 内径1200ミリメートル 100メートル ほか
	工期	請負契約締結の日から295日間
	予定価格	8,496万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用しない。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事業有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	水道施設工事（希望順位を問わない。）
	等級（注2）	A
	許可	水道施設工事業について特定建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所（注3）が北九州市内にあること。
	実績	平成27年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の水道施設工事又は土木工事（軽微な工事（注4）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りと認めたものを含む。）又は契約の実績があること。
	手持工事等	本市が発注した予定価格2,500万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の水道施設工事（管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）で令和3年3月29日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。
技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。）にある者に限る。）を専任で配置することができること。	
その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。	
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注5）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	(1) この公告の日から令和3年4月5日まで（注5）の毎日午前9時から午後4時30分まで (2) 令和3年4月6日 午前9時から正午まで	
5 入札書の受付期間	(1) 令和3年4月15日及び同月16日 午前9時から午後7時まで (2) 令和3年4月19日 午前9時から午後4時30分まで	
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	日時	令和3年4月20日 午前9時20分
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 (3) 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	
9 その他	(1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 (2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。 (3) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。	

注1 北九州市上下水道局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市水道局管理規程第8号）第2条において準用する北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。

注2 建設工事業有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。

注3 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。

注4 北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。

注5 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。

北九州市上下水道局公告第42号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年3月31日

北九州市上下水道局長 中西満信

1 工事概要	工事名	小森江系φ500送水管布設工事
	工事場所	北九州市門司区西新町二丁目地内ほか
	工事内容	鑄鉄管据付工 内径700ミリメートル 2.1メートル ほか
	工期	請負契約締結の日から130日間
	予定価格	2,430万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用しない。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	水道施設工事（希望順位を問わない。）
	等級（注2）	A
	許可	水道施設工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所（注3）が北九州市内にあること。
	実績	平成27年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の水道施設工事又は土木工事（軽微な工事（注4）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りと認めたものを含む。）又は契約の実績があること。
手持工事等	本市が発注した予定価格2,500万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の水道施設工事（管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）で令和3年3月29日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。	
技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）又は主任技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置することができること。	
その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。	
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注5）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	(1) この公告の日から令和3年4月5日まで（注5）の毎日午前9時から午後4時30分まで (2) 令和3年4月6日 午前9時から正午まで	
5 入札書の受付期間	(1) 令和3年4月15日及び同月16日 午前9時から午後7時まで (2) 令和3年4月19日 午前9時から午後4時30分まで	
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	日時	令和3年4月20日 午前9時25分
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 (3) 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	
9 その他	(1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 (2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。 (3) この工事は、現場代理人の兼任を認める要件に該当すれば、他の工事と重複して現場代理人となることのできる工事である。兼任を認める要件については、北九州市技術監理局契約部ホームページに掲載した「現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領」を参照すること。 (4) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。	
注1 北九州市上下水道局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市水道局管理規程第8号）第2条において準用する北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。		

- 注2 建設工事に資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。
- 注3 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。
- 注4 北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。
- 注5 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。

北九州市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

北九州市議会議長 鷹 木 研 一 郎

北九州市議会規則第 1 号

北九州市議会会議規則の一部を改正する規則

北九州市議会会議規則（昭和 5 1 年北九州市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 9 条第 1 項中「、押印をし」を削る。

付 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市公営競技局管理規程第4号

北九州市公営競技局情報セキュリティに関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月31日

北九州市公営競技局長 上野 孝司

北九州市公営競技局情報セキュリティに関する規程の一部を改正する規程

北九州市公営競技局情報セキュリティに関する規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第27号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「総務局長」を「デジタル政策監」に、「総務局情報政策部長」を「デジタル市役所推進室長」に改める。

付 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

北九州市管理職員等の範囲を定める規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

北九州市人事委員会委員長 河原 一 雅

北九州市人事委員会規則第2号

北九州市管理職員等の範囲を定める規則等の一部を改正する規則
(北九州市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第1条 北九州市管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年北九州市人事委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

別表の個別の教育委員会の本庁の項中

「

〔総務部〕 人事係長
〔教職員部〕 教職員係長 人事制度係長 服務管理係長 給与制度係長 給与支給係長 労務厚生係長 人材確保、人材育成及び争訟を担当する担当係長 職員団体を担当する係員

」を

「

〔総務部〕 庶務係長
〔教職員部〕 教職員係長 人事制度係長 給与制度係長 労務係長 給与厚生係長 人材確保、人事管理、人材育成、服務及び争訟を担当する担当係長 職員団体を担当する係員

」に

改め、同表の個別の教育委員会の項中

「

戸畑高等専修学校	校長
高等理容美容学校	校長

」を

「

戸畑高等専修学校	校長
----------	----

」に

改める。

(北九州市職員の退職管理に関する規則の一部改正)

第2条 北九州市職員の退職管理に関する規則(平成28年北九州市人事委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第19条中第10号を削り、第11号を第10号とする。

(級別職務に関する規則の一部改正)

第3条 級別職務に関する規則(平成28年北九州市人事委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「1級」を「2級」に改める。

別表第 1 中

1 級	職制上の段階の各種学校教員の 1 等級に分類された職の職務
2 級	(1) 職制上の段階の専門的教育職員の 2 等級に分類された職の職務 (2) 職制上の段階の各種学校教員の 2 等級に分類された職の職務
3 級	(1) 職制上の段階の専門的教育職員の 3 等級に分類された職の職務 (2) 職制上の段階の各種学校教員の 3 等級に分類された職の職務
4 級	(1) 職制上の段階の行政職の 4 等級に分類された職の職務 (2) 職制上の段階の専門的教育職員の 4 等級に分類された職の職務 (3) 職制上の段階の各種学校教員の 4 等級に分類された職の職務
5 級	(1) 職制上の段階の行政職の 5 等級に分類された職の職務 (2) 職制上の段階の各種学校教員の 5 等級に分類された職の職務

を

2 級	職制上の段階の専門的教育職員の 2 等級に分類された職の職務
3 級	職制上の段階の専門的教育職員の 3 等級に分類された職の職務
4 級	(1) 職制上の段階の行政職の 4 等級に分類された職の職務 (2) 職制上の段階の専門的教育職員の 4 等級に分類された職の職務
5 級	職制上の段階の行政職の 5 等級に分類された職の職務

に

改める。

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

北九州市人事委員会告示第1号

勤務条件に関する措置の要求に関する提出書面の様式等（平成6年北九州市人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、令和3年3月31日から施行する。

令和3年3月31日

北九州市人事委員会

第1号様式中「㊟」を削り、「書き、契印を押して別紙に記載し、」を「記入の上、別紙を」に改める。

第2号様式から第5号様式までの様式中「㊟」を削る。

北九州市人事委員会告示第2号

北九州市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する提出書面の様式（平成14年北九州市人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、令和3年3月31日から施行する。

令和3年3月31日

北九州市人事委員会

第1号様式及び第2号様式中「印」を削る。

北九州市人事委員会告示第3号

不利益処分についての審査請求及び再審に関する提出書面の様式（平成28年北九州市人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、令和3年3月31日から施行する。

令和3年3月31日

北九州市人事委員会

第1号様式から第8号様式までの様式中「印」を削る。

第9号様式中「印」を削り、「を変更して下さるよう」を「の変更を」に改める。

第10号様式から第13号様式までの様式中「印」を削る。

第14号様式中「審査請求人氏名」の次に「又は処分庁名」を加え、「印」を削る。

第15号様式から第19号様式までの様式中「印」を削る。